

平成24年3月8日（木曜日）午前10時開議

本日の会議に付した案件

- 議案第1号 平成24年度久慈市一般会計予算
- 議案第2号 平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算
- 議案第3号 平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算
- 議案第4号 平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第6号 平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算
- 議案第7号 平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第8号 平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第9号 平成24年度久慈市水道事業会計予算

出席委員（22名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 梶 谷 武 由君 | 2 番 下川原 光 昭君 |
| 3 番 藤 島 文 男君 | 5 番 泉 川 博 明君 |
| 6 番 木ノ下 祐 治君 | 7 番 畑 中 勇 吉君 |
| 8 番 砂 川 利 男君 | 9 番 山 口 健 一君 |
| 10 番 桑 田 鉄 男君 | 11 番 澤 里 富 雄君 |
| 12 番 中 平 浩 志君 | 13 番 小 柳 正 人君 |
| 14 番 堀 崎 松 男君 | 15 番 小 倉 建 一君 |
| 16 番 小野寺 勝 也君 | 17 番 城 内 仲 悦君 |
| 18 番 下 館 祥 二君 | 19 番 中 塚 佳 男君 |
| 21 番 高屋敷 英 則君 | 22 番 宮 澤 憲 司君 |
| 23 番 大 沢 俊 光君 | 24 番 濱 欠 明 宏君 |

欠席委員（1名）

- 4 番 上 山 昭 彦君

事務局職員出席者

- | | |
|----------------|--------------|
| 事務局 長 一田 昭彦 | 事務局 次長 中務 秀雄 |
| 庶務グループ 外谷 隆司 | 議事グループ 田 高 慎 |
| 総括主査 主 事 長内 紳悟 | 総括主査 |

説明のための出席者

- 市 長 山内 隆文君 副 市 長 外館 正敏君

- 副 市 長 末崎 順一君 総 務 部 長 菅原 慶一君
 - 総合政策部長 大湊 清信君 市民生活部長 勝田 恒男君
 - 健康福祉部長 (兼福祉事務局長) 野田口 茂君 農林水産部長 村上 章君
 - 建設部長 (兼水道事務局長) 晴山 聡君 山形総合支所長 中居 正剛君
 - 教 育 長 亀田 公明君 教 育 次 長 宇部 辰喜君
 - 監 査 委 員 石渡 高雄君 監査委員事務局長 松本 賢君
 - 教育委員会総務学事課長 米澤 喜三君 教育委員会学校指導課長 菊池 理君
 - 教育委員会社会文化課長 久保 司君 学校給食センター長 佐々木成人君
 - 教育委員会社会体育課長 古屋敷重勝君 教育委員会社会文化課文化財室長 千葉 啓蔵君
- そのほか関係課長等

~~~~~  
午前10時00分 開議

○委員長（高屋敷英則君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。ただいまから本日の予算特別委員会を開きます。

直ちに付託議案の審査に入ります。

~~~~~  
議案第1号 平成24年度久慈市一般会計予算

○委員長（高屋敷英則君） 議案第1号を議題といたします。

10款教育費質疑を継続いたします。

ここで、昨日答弁保留となっております宇部小学校の件について答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 昨日の濱欠委員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、宇部小学校の避難所の指定につきましては、現在継続して指定しておるところでございます。

近年、各種災害が発生するにあたり、市民の皆様がより安全に避難しやすいよう、平成23年2月に施設のご理解のもと宇部保育園を避難所に新たに加えたものであります。

次に、昨年配付いたしましたハザードマップの20ページの地すべり地域に宇部小学校が入っていることについてご説明申し上げます。

宇部小学校は、校舎が昭和49年12月、そして屋体が昭和52年1月の建築であります。一方、今回のマップ作成は岩手県が平成4年から実施している空中からの地形調査に基づく現地踏査調査の地すべり斜面カルテを参考に作成したものでございます。

このカルテにおける地すべり地域とは、地形形状地すべりが起こり得る可能性を段階的に示しており、当該地域はA、B、Cの3段階ある危険度ではCランクで

判定区分では軽度であります。危険度が高いと土砂災害特別警戒区域や警戒区域に指定され、建築制限や地すべり防止施設整備事業等を実施していくこととなります。

今回、市といたしましては、各種情報を極力市民の皆様様に提供し有事の際にご自身の判断にも役立てていただくためマップに掲載したところであり、これが直ちに極めて危険であり撤去とか移転の必要性を示したことはないことをご理解いただきたいものです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 ありがとうございます。

今、総務部長からなる説明があったわけですが、基本的にはいずれCランクであっても地すべり地帯というふうなことで新たな県の災害マップにおいて指摘されたというふうに思います。

そこで、この宇部小学校の将来的な見通し、整備計画の見通しがあるかお聞かせを願いたいし、あわせて津波災害でも多くの犠牲者を失った大川小学校の例があるわけですが、賠償責任。そういった場合の学校の責任における状況の中での事故があった場合に、この賠償責任というのはどういうふうな形で対応していくのかなというのと疑問あって、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 宇部小学校の今後整備の見通しについてでございますが、宇部小学校は耐震診断を行いまして耐震化する校舎は必要ないと。屋体のほうは耐震化を図ったわけでございます。このハザードマップにおける地すべりの可能性があるということでございますが、現在のところ湧水等は多少ありますが、危険度がCということで安全だということで現在のところは整備の計画はございません。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 大川小の賠償の件で久慈地区の小中学校の件についてでございますが、久慈地区の小中学校は避難訓練等、特に津波、地域においては避難訓練等十分に行っておるわけでございますが、賠償責任については研究していないというか、していません。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 次長からは、今、Cであるというふうなこと。それから多少の湧き水が、湧水があるというふうなことで、さほど危険ではないというふうな見解を示されたわけですが、私はやっぱり防災マップ等に表示されて多少なりとも危険だという指摘を受けているわけですから、やっぱりきちんとその辺を、昭和40年末期でしたか、その校舎建築が。私はそんな記憶も、長内小学校、宇部小学校だったかな、そんな順序で建設されたっていうふうな感じを持っていますので、建設年度もぼちぼち計画を立てる段階になるだろうと思います。そういった意味でも、今回のような指摘を十二分に受けながら整備計画を立てるべきだと思いますので、まったく計画がないということでありましたけれども、今後再度そういった方向での検討をなさるつもりかどうか、お聞かせを願いたい。

それから、私賠償責任についてですね、これ本当は昨日のもぐらんぴあなんかの件でもふっと感じたんです。いずれ避難があったと。施設の中で仮に万一のことが起きたといった場合に、公的な施設における市の賠償責任はどういうふうな形になっているのかなというのをお聞かせ願いたいという思いなんです。

例えば大川小学校ではどうだったのかなと。いわば学校から下校、みんなで避難をしていくんですけども、結果巻き込まれると。ああいった場合に例えば市とすればどういふ形の賠償責任をしなけりゃいかんのかなという責任をお聞かせ願いたいと思う。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） まず宇部小学校の件についてお答え申し上げますが、現在学校統合いわゆる再編整備計画を持っているわけですが、その位置づけの中にはまだ宇部小学校は入ってございません。しかし、やがては改築をする時期がやってくる、そして再編の計画もやはりにらんでいかなければいけない部分も出てくるだろうというふうに思っているわけでございます。

そういった中でこの宇部小学校、その地すべりという危険な地域にあるということも事実なわけでございますから、その現在の場所に建設することに仮になった場合であっても、そこのところはやはり安全な対策を講じた上で建築するというふうなことになろうかというふうに思っているところでございます。

それからもう一つは、大川小学校の例での賠償でございますが、これいわゆるひとつは国家賠償法の関係がどうなのかなっていう部分があります。それからもうひとつは学校災害賠償補償、これがあるわけですけども、そういった中でのそれらでの補償の制度、これらで補償していただろうというふうに思っていますが、大変恐縮でございますが、細部の具体的な内容についてはまだしっかりと研究と申しますか、調査してございませんのでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 大沢委員。

○大沢俊光委員 学校関係のに関連してちょっとお尋ねというより、私自身が地元でございますので思いを述べながらお尋ねしたいんですが、このおそらく全戸に配布になっていると思うんですよ、この久慈市総合防災ハザードマップ洪水土砂災害変。これ、市の総務部消防防災課で出している。これの中で私自身も見たときに、宇部小学校なり、宇部支所の浸水っているのかな、区域がこういうふうになっているんだけど、ある意味では行政間の問題なのであえて一般質問とか議場の中で取り上げなくても順次そういう体制が整うのではないのかなというふうな思いをもってやっていました。

今回、こういうふうにとまたま表で議論する形になりましたんで、ひとつ性善的なものの考え方でいずれ、けさも見てきました。避難所のここが指定だという標識も立っていますし、その部分だけは変更して、現在の子供たちがいるところに対するこのCとはいいながら、何もしないというわけには、学区の住民とすれば、それを良とするというわけにはなかなかいかない部分がありますんで、できれば、おそらく私けさちょっと見ただけで久慈市内にこれに類似する学校関係だけでなく、類似施設、いわゆる公共施設がまだあるのじゃないかと思うんですよ。その辺あたりの連携をうまくとりながら安全策についての対策なり協議なりをしてほしいというのがひとつです。

そんな中で可能なのであれば、市というのは専門的にはどういうことなのかかわからないが、定期的な調査をします。この地すべり地帯があれば、どこだったでしょうかね、いずれ杭とか何かを打ってそれが日数から年度によって動くのかどうか、何か専門的な調査があるかと思うんですよ。そういう専門機関に頼むか

何なりして動いているのか動いていないのか、そういうふうな定期的な調査だけでもしておく必要があるのじゃないかなと思うのが1点。

それから、子どもは卒業生でもあり、学校のかかわりが深いもので日々行っているんですが、実はこういう指摘が出る前に構造的に、ぜひ管理責任者として確認してもらいたんですが、宇部小学校ですよ、入って正面玄関の踊り場、ロビーのところに基礎のところをあける窓があるんですよ。そのところに常に水がたまっている。その時代時代の校長さんにこれは何なんだっていう話をしましたら、いずれも構造的にいつも水がきているので雨が降ればたまるつうんじゃないかと、ずっとたまっていますというふうなことで、ああそうなんですかというふうなことなんで、やっぱり当初の設計なり当然基準をクリアし認可を経て新築されたものだと思うんですが、その辺あたりをさかのぼって調査をしながら、定期的に動きがあるのかないのかをやることと、まず管理者として現地をその辺確認してほしい。この2点ですよ。

それから、学校の歴史のあれ、ちょっと見てきたんですよ。そうしましたら、昭和48年の11月8日に新校舎工事着手、工費1億8,000万円。昭和49年12月22日に校舎移転開始と。で、昭和50年1月21日に新校舎開校式と。こういうふうな流れがありますんで、48年から数えれば約40年経過して。その県のほうからのあれがあったということですが、そもそも問題がないかどうかという、そもそもの起点のところもやっぱり設計屋さんなり、図面があろうかと思うんで、その辺あたりを見ながら、そして今回指摘を受けたと。そして40年経ったと。その避難場所は変更するが在校生、在職の先生のところはそのままでやってもらうという、やっぱりそこには安心感なり、調査なり、それでいいんだというふうな裏づけを積み上げていかなきゃなんないと思うんですよ。その辺あたりをやっぱりこう毅然とした進め方をさせていただきたいと思いますけれども、考え方をお尋ねします。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 私のほうから、学校の整備といえますか、調査、安全の調査ということもございまして、これについては、調査については検討してまいりたいと思います。

それから、宇部小学校につきましては、先ほど申し

上げたとおり、耐震化は図られているということでございます。

また、委員おっしゃいますとおり、建築してから大分年数が経っております。確かに経っておりますが、構造的にはまだ安全は図られているということでございますが、やはり定期的に整備はしているわけでございますが、その優先度等をみながら整備を図ってまいるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 大沢委員。

○大沢俊光委員 これ、クレーマーじゃありませんよ。善意にとっていただきたい。やっぱりそのまま避難所を移して、あとはそのままつうのについてはやっぱりいろんな面で基礎調査をしてもらわなきゃなんない、調べてもらわなきゃならないということは理解してもらいたいと思います。

それから次長の話した分で、耐震化をやったと。災害の中でもある意味でいうと耐震の分の対策と地すべりの対策というのは若干こう内容に違いがあるような気がしますんですよね。ですから、耐震化は耐震化でありがとうございます。やっぱりこの地すべりというのは建物をそのものを含むいろんな面のずっとこの歴史的な地質の問題だと思うんですよね。集中豪雨なり、それこそ想定外の雨量なりいろんなことがあれば、あるいは今度の震度によって当初より動きがあるのかもしれない。

その辺あたりをひとつ追跡しながら対処するようなことを考えてもらいたい。

それからもうひとつは、このハザードマップの中でここでは洪水と土砂災害編ってあるんですよね。今度のはこれとは別な何か、何とか編というのが出ておるんですか。あるいはこれから出すんですか。

といいますのは、結局この洪水と土砂はあるけれども、今度の震災に関わる分という、これまでも議論した別な学校の話でいうと湊小学校だって、あるいは長内小学校だったって浸水区域なりあるいはおそれのあるところにはあるわけですよ。そうしますと、話がいたりきいたりしますが、その領域の中には湊には支所、公民館ですか、あと保育園とかやっぱり準公共的な施設があるわけですから、この総合防災マップ、ハザードマップというのであれば今回の震災を受けての総合的な編を編纂して市民に周知するという総合的

な、いわゆる私どもの一般質問でもあるいは質問にもかかわらず市長さんの多重防災に係る復旧復興計画といつかお話がありますんで、それが総合的なことを含めて市民生命財産の安全策を考えなきゃなんないと思うんであります。

その辺のこの編、マップのあれとトータルの話をお聞きしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） ハザードマップについてのお尋ねでございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず宇部小学校は避難所を継続して指定しておりますので、それについてはご了解いただきたいと思えます。

それから、今回先の一般質問等でもご答弁申し上げているとおり、昨年3月の時点で総合防災ハザードマップとして一たん原稿は取りまとめしておりました。ところが、その印刷の現行時点において3・11が発生いたしました。それで、その後の昨年の議会でもるご議論があったわけですが、いずれ今回の津波、地震、これの影響は無視できないであろうと。ということで、委員ご指摘のとおりいずれこれらを見直して、そしてワークショップ等を重ねまして、さらに岩手県が地域防災計画のこれの見直しを今やっております。これらと整合性を図りながらいずれ総合防災計画、そして総合防災のハザードマップをできるだけ早く作成したいと。今年度はちょっと難しいと思っておりますけれども、そのような作業で今現実にはやっております。

実際に問題としてハザードマップの作成においてもワークショップ、例えば宇部地区においても先ほど来出ていることも、地域を代表する方々もいずれこういうことだったのか、わからなかったっていうのを非常にいうんです。これらの地元の方の意見も取り入れながら、いずれ私らはハザードマップをつくっていききたいと、そういうふうと考えているところです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 宇部小学校の件についてでございますが、今の状況の中で確かにC段階とはいえ、危険があるといったところについてはそのとおりです。

あと、大沢委員がおっしゃった、実際に職員玄関付近で水がたまっている状態等があるといったような状

況からしますと、それらについては詳しく調査をしてみる必要があるだろうというふうに思っています。

それから、地すべりのことについては、どの程度の緊急性があるのかってところをまずしっかりとらえていかなきゃいけないと。そのためにさまざまな調査の方法があろうかというふうに思うわけでございます。そういったことについて関係部署等ともいろいろと協議をしながら、それらの対策について今後協議してまいりたいなというふうに思うところでございます。

いずれ学校の移転なり、あるいは先ほど申し上げましたように、現在地にまた新たに建設するなりといった場合においても、その調査は必ず必要なことになるわけでございますから、そういったところを踏まえながら、今後さまざまと検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 大沢委員。

○大沢俊光委員 ありがとうございます。対処をぜひお願いします。

そうしますと、いわゆる現地、学校ですよね。こどもも春あったし、秋あるんですが、公共の施設、個人では消防団員等常備消防が回っているいろいろな点検をしてもらうわけですが、こういうふうな公共施設に対しては定期的な見回りをし、こういうふうなこのマップの中に落ちて、問題がある場所等に対する、現場に対する通知なり指導なりをどのようにしておられるのかと。全体のこととね。

それから、宇部小学校というふうに限定して言った場合には、行政間でいわゆる市長部局のほうでこういうのを出して図面におりてきておると。そうすると、公文書か何か書面でですね、通知なり連絡が、こうだよと、ここは危険な場所だよと。Cランクですよというふうなのをやっているのかどうかですね、その辺の実態を教えてください。

○委員長（高屋敷英則君） 現場への指導等に関しては、

これは宇部小学校も含めての関連の質問ですから。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 市全般にわたる公共施設に係るいわゆる危険度の周知といたしますか、そういう面でお答え申し上げます。

いずれハザードマップは先ほど大沢委員ご指摘のとおり、全世帯、全施設に配布してあるものでございます。

それでA、B、Cランクの話でございますが、これはいわゆる県のほうから土砂災害に限りましては大雨災害がありました。それでその時点において県のほうですべての施設、これについて危険箇所を各施設から報告させまして、それについて県は全部チェックして、そしてお宅の施設はAですよとか、Bですよとか、Cですよ。すべて通知しております。手前どもの施設につきましても、公共施設におきましてはその施設管理者においてすべて把握しておるところでございます。その段階において各施設管理者においてはいずれ随時パトロールするなりそういうふうな段階をとっておるものと認識しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 大沢委員。

○大沢俊光委員 そうするとね、教育委員会のほうでぜひ現場のほう、いわゆる管理者は校長先生だろうと思うんですが、やっぱりこういうことがあるということは知っているかどうかを含めて確認しながら、子供たちに対する避難の訓練の仕方が若干違ってくると思うんですよ。今までの部分の津波なり地震というのに、この今回の地すべりという部分があればですね。この辺あたりの現場との連携をどうしてきたかということ、これからどうしますかということをちょっと教育委員会のほうからお尋ねしたい。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） ただいまの件のご質問でございますが、委員さんおっしゃるとおり、こうした事実に基づいた避難訓練、防災教育というのは当然必要なことでございます。先般3・11の東日本大震災、この場において直ちに避難路、あるいは避難場所等を改めて再確認をし、避難ルートの変更等も行ってきたわけでございまして、今般の地すべりに関してのこの情報等も入れながら、改めて各学校で適切な避難ができるように指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里富雄委員。

○澤里富雄委員 同じく宇部小学校の関わってお伺いしたいと思いますけれども、先ほど大沢委員のほうからも大分話が聞かれましたけれども、Cランクだから

宇部小学校は避難所として生きているという答弁がありました。

私は、地域の中で消防団も受けておりますので、実際昨年の台風15号にもあったんですけども、避難所という意識のもとで小学校へ行ったけれども開いていなかったということもありました。なので、そのCランク、このマップを見た場合にA、B、Cのランク別の避難場所がないわけですよ。Aはどこまで、Bはどこまで、Cはどこまで。例えば宇部小学校の場合はCランクだからどういふとき避難所として開くのかどうか。Cランクというのは、そういった判別ができるようなマップじゃないわけですよ、これは。

私、12月議会にもこれは市民に徹底すべきだと。せっかく相当の費用をかけて全戸に配布したわけですから、徹底すべきだということをお話した経緯がありますけれども、そういったどういふ、私、消防団はどういふあれをとつたらいいのかということ。そのCランクつうのがどういふ範囲までをCランクで、避難所として対応できるのかをお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 先ほど総務部長のほうからA、B、Cというお話をさせていただきました。それによりますと、地形形状地すべりが起こりやすい場所、それらを県内をくまなく、まずは空中から状況を、地形等を見たとき、実際に傾斜がちょっとここはきつそうだなというところが見えてくると、そこに現地踏査に入ると。そしてその上でその地域の地形もしくは実際に現地踏査した結果、非常に危険度が高いというのがA、そして、Bと。そしてCが最も軽い、地すべり等が発生する可能性は否定できないけれども軽いということでもあります。

その危険度が高いAランク、Bランク等々になりますと、例えば建築制限をかけますという措置が可能になる。それから、地すべりの防止施設等を整備していかなければならないというふうな、そういう意味でのA、B、Cランク、その地形上のA、B、Cランクということでありまして、おそらく避難所がAランク、Bランク、Cランクというわけではないのだからと私は理解いたしております。

今、議論になっております宇部小学校については、地すべりが発生する可能性は否定できないが、低い、軽度な位置づけであると。こういう状況であります。

私どもがそういった宇部小学校、保育園、その両方とも避難所に指定しているというのは、災害の対応、例えば土砂災害の発生の危険性、あるいは火災災害、そういったときに地域の方々がどちらの避難所をも使えるような状況の中でどちらがベターかベストかというところの取捨選択ができるように避難所を拡大したと。箇所数を拡大したと。こういうことでございます。それにたつて最後のご質問等については担当のほうから答弁させたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 確かにマップについてはA、B、Cというものはございません。それで先ほどA、B、C等につきましては、各施設等については、公共施設については承知しているものと認識しております。いずれ消防団の皆さん方にA、B、Cの判定につきましては、これ市長が申し上げたとおりでございます。例えば当該箇所、詳しいことで申しわけありませんが、前歴があるとか兆候がある。これが認められた場合にはランクが上がるんですけども、当該地域についてはそういう兆候はございません。いずれにしても、そういうふうな市長からご答弁を申し上げましたとおりでございますが、いずれそのような詳しい情報につきましても、できるだけ共有、共通できるように消防団等を通じて努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） それと若干ちょっと時間をいただきまして、宇部小学校の課題に絡む部分でのハザードマップという観点からのご質問は結構ですが、ハザードマップそのものについてのそのご質問についてはここは教育費でございますので、その辺のところを配慮してご質問いただきたいと思います。澤里委員どうぞ。

○澤里富雄委員 じゃあちょっと方向を変えて教育委員会のほうにお聞きしますけれども、どういふとき、先ほども聞いたんですけども、Cランクつうのは、まあランクはそれはわかります。A、B、Cは当然わかるんですけども。実際は初めてわかったんですけども、それも、A、B、Cがあつたのがわからなかったんですけども。

そういった状況で現実あったわけですけども、宇部小学校に避難しようとしていたんですけども開いて

いなかったと。まさに台風15号のときは大雨洪水、それから教育委員会でも知っているように、湧水がある場所です。非常にあそこ水が出ます。校舎の脇からもものすごい水が出てくるんですよ、雨が降るたび。それで公民館支所のあたりにたまって排水が悪いもんですから、公民館も避難できないという状況になっていますけれども、どういうときに避難所として宇部小学校は開くのかどうか。Cランクとして生きているのであれば。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 宇部小学校が避難所になっておると。避難所として機能を果たすときはいつなのかというところですけども、災害が発生した場合にはその状況に応じて災害対策本部が開催されるわけがございます、その中で非難対応が必要であればその避難所を開放するというふうな指示が出るわけでありまして、その指示が出たときに教育委員会としましては、その管理者である学校長に連絡をし、開放するというふうになっているところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原光昭委員。

○下川原光昭委員 93ページの一冊下の公民館類似施設社会教育事業補助金。多分これは3・11の津波によって全壊、半壊、一部崩壊という施設の補助金だと思います。そういうことでもいいのかと、あと改修しているんですかね、新築、改築する箇所名をお聞きしたいと思います。

もうひとつが96ページの体育施設に関することだと思いますけれども、新野球場、今年度災害対応で大変忙しかったから選定をできないままあるといっていますけれども、24年度の予定を持っていないわけではないと思っておりますので、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） ご質問いただきました、公民館類似施設社会教育事業費補助金についてご説明をいたします。

委員ご指摘のとおり当該補助金につきましては、例年行っております各類似施設に対する補修や備品等購入の補助金に加えて、昨年3月11日の被災を受けまして被害を受けた3つの類似施設公民館、全壊1棟と大規模半壊2棟ありましたが、このうち23年度に

改修した施設が2館ございます。24年度におきましては、そのほかの1館について補助金を支援しようとするものです。公民館につきましては、久慈湊中下公民館の全壊に伴う補助金となっております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 古屋敷社会体育課長。

○社会体育課長（古屋敷重勝君） 新野球場の建設についてお答えをいたします。

新野球場建設につきましては、先の一般質問の中で教育長から復興交付金事業や災害復旧事業の適用を目指して国や県と協議するというお答えをいたしております。

その市としては野球場の必要性を訴えて、その採択を目指すその中で24年度にあたって新野球場の候補地の選定に進んでいければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 類似施設の24年度の使い方、例えば湊中下公民館だけについてということになるのか、あと大湊の公民館も被災をしているはずなんです、この一部改修あるいは備品の購入費等も上がって、これはよかったのかなって思っていますけれども、それもちやんと含まれているのか。中下公民館1棟だけなのか再確認したいと思います。

今、野球場の件については、先ほどの答弁を何回も聞いておりますが、16年が国体になっております。その前年度がプレ国体で予行演習等々を含めたことになると思います。そうしますとあとわずかですよ、3年。12年、13年、14年の3年のうちに完成をみなければならぬと思いますけれども、そこに至るまでのタイムスケジュール等も含めて決定はしないと思いますけれども、思いの中、気持ち、思いだけでもお聞かせを願えれば国体に向けての新野球場の意気込みが聞けるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） まず類似公民館の補助についてお答え申し上げますが、先ほど課長から申し上げましたとおり、今度の3・11の震災で被害の遭った公民館3館あるわけでございます。そのうち元木沢と大湊の公民館については23年度で措置をし補助をしているということで、今回の24年度の予算については湊中

下公民館1館への補助金であるということでございます。

それから、新野球場についてでございますが、先ほど課長申しましたように、現時点でいわゆる大事なこの財源となる部分について、いろいろと県あるいは国、内部でもさまざまな議論協議をしているわけございまして、確かにこの2016年の国体、これにできる限り使用できるような方向性というのが一番望ましいわけでございますが、これは野球場の必要性をお話申し上げている、この大震災前からの経緯もあるわけございまして、いずれ久慈市民にとって野球場は本当に大切な競技場だというふうに認識しているといった意味では、国体ありきの話ではなくて、できる限り2016年の国体に間に合うように何とか建設をしたいというふうなことでスケジュールをつくっているわけでございます。国体に間に合わせるためのスケジュールについてはある程度予測をしていただけるんじゃないかと思うんですが、ただ、今、財源の部分のところはまだ本決まりになっていないという状況がございます。今、この財源の方法の確保について全力を結集するということでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 第1点は、87ページですが、中高生海外派遣事業費9万6,000円ここで予算措置しておりますが、これは先生方とか、随行の方の分なかなと思っておりますけれども、いわゆる子供さんたちの予算措置はどこでなれているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、文化会館のところの95ページですが、これは報酬100万円は新しく館長になった、舞台監督になりました永峰さんの報酬ではないかというふうに思うわけですが、2代目の館長がスタートして1年にはならんか、まあ1年ぐらいになるが、いわゆる方針、館長はどのような方針をもってアンバーホールを運営しようとしているのか。江戸館長の場合は自分の持っている財団を通じているさまざまな演奏家を招聘した経緯があったわけですが、永峰さんはN響の確か第2バイオリンのコンマスつうかな、そういう位置にある方ではないかと思っておりますけれども、この方はどのような久慈市のアンバーホールを通じて久慈の文化の情操を培っていかうとしているのか、そ

の辺が見えてこないのだからお願いする際にそういった懇談も含めてやっていると思うし、お聞きであると思っておりますのでお聞かせいただきたいと思っております。

それから、97ページの保健体育のマリンスポーツの普及事業費16万3,000円ですが、これカヤックの研究とかそんな感じの中身と聞いているんですが、実は久慈は海を持っているんですけれども、このマリンスポーツの点でいうと、なかなか宮古と比べた場合に、まあ宮古はかなりNPOもあって進んでいるんですね。そういった意味では久慈はこのマリンスポーツについて非常に後進でいえば語弊がありますが、なかなか宮古みたいに入り込んだ波はないことから、そうかもしれませんが、いずれこの点の推進の仕方が弱いつていうか、なかなかスムーズにいかないというか、その点が見えていないんですが、今回このマリンスポーツの普及推進事業で中身、もう少し詳しくいただきたいし、今後のどのような方向をお持ちなのかお聞かせを願いたいと思っております。

それから、柔道のまちづくりですけれども、一般質問でいろいろあって、新年度から中学校1年、2年生は必修、3年生は選択になったと思うんですが。一般質問でもいわゆる事故のことについてかなり聞きましたところですが、私もひとつやっぱり、せっかく柔道のまちづくりを標榜してきている中で、なかなかソフト面の住民、市民の皆さんに対する柔道についての歴史とか、柔道はいつどういう方がつくってきたのかってということについてなかなかレクチャーする機会というか、ないことはない、あったかもしれませんが、一般市民については、それについてはそういった盛り上がりがないというのがあったところです。

そういった意味では、私はここに山下泰裕さんの論文があるんですけど、この中では嘉納治五郎氏が1882年に創立しているんですね。この方は柔術から柔道、術から道に命名した中で、鍛錬を通じてやっぱり心身が発達して日常生活、実現化していくんだということにいった中で、柔術が柔道に命名したんだというふうなことを言っているわけです。

そういった意味では、この柔道の歴史は100年を超えていますから、そういった意味ではそういった点を市民の皆さんにわかりやすく、いわゆる講座みたいなのを、こういった講師を呼んでやることも必要ではないのかというふうに思うんですが、そのようなお考え、

今後の取り組みの中であるのかどうか。そういった点をお聞かせいただきたい。

それから、一般質問でも申し上げたんですが、事故防止の関係で、これはヨーロッパの場合はないのかもしれないませんが、日本でいえば柔道の大学との派閥もあるそうで、そういった点ではその辺の心配もしているんですが。実はフランスの場合どうかというと、50年前に起きた死亡事故をきっかけに指導者に国家資格制度を導入していると。資格を取るには約400時間の教育課程を終了しなければならないと。学ぶ分野は生理学、トレーニング法、解剖学、精神教育学、そして救急救命の仕方などのすべてこれをやらないと資格がないというふうになっているわけです。そういった厳格ことをしながらそれ以来無事故の状況なわけです。日本の柔道人口も日本の3倍、フランスはあるそうです。そういった中でやっているわけ。

そこでやっぱり、久慈は教育長言うとおりの、柔道のまちづくり標榜してやってきたんだということを胸を張って答弁いただいています。その中でやはり久慈市からこの柔道の安全について、安全指導について発信できるものがあると思うんですね。うえのまちではなくて、久慈市は少なくとも柔道のまちであるとやってきたんだ。そういった中でこういうことをきちんとやって事故がないんだってということを、やっぱり柔道のまちづくりとしてきちんと出して、得る力を持っているんだよって非常に思うんですが、その点での考え方、ぜひ積極的な対応をしてほしいんですけども、その柔道のまちづくりを推進してきたまちとしてね、今回学習指導要領になったけれど、しかしその以前からまちづくりを取り組んできたまちとして、この安全指導について発信すべく力をお持ちではないかなと非常に思うんですが、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点。ご承知のとおり、1911年に大日本体育協会、これは現在の公益財団法人日本体育協会の前身です。ちょうど去年で100年だったんですね。去年100周年記念のシンポジウムを福島、京都、広島でやっておりまして、総括的なシンポジウムを東京でやっているんですよ。その東京でやったときにスポーツ宣言日本ー21世紀におけるスポーツの使命ーという宣言を採択しているんです。この内容についてご承知なのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 私のほうからは柔道のまちづくりに関わる件でのご質問にお答え申し上げます。

柔道のまちづくり、これは市の振興策として最重要課題といったようなことで振興策ということで進めてきたわけでありまして。これまでも国際柔道大会等々を開催しながら振興を図ってきたわけでございます。

城内委員さんおっしゃられるように、確かにこの柔道のまちを標榜するという、している市としてソフトの部分、これについてはやはり広く市民の方々に柔道そのものの本質と申しますか、歴史といったものを覚えていただく、認識いただくっていうことは、やはりこれもしっかりと対応が必要だろうと、そのとおりだというふうに思っております。しかも、2016年の岩手国体では柔道競技会場になるというふうになるわけでございますから、そういったところも踏まえながら、今後このソフト部分についての対応についてはいろいろと検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

一般質問でのこの柔道の必修化についての安全対策についてはるるお答え申し上げてまいりました。これは、この部分までやったのだからもういいのだといったようなことは決してないというふうに思っております。この柔道の指導自体でまずは確認させていただきたいんですが、中学校での柔道必修化で学ぶべき、この柔道授業というのはどういうものなのかと申しますと、いわゆる部活でやるような内容ではなくて、入門編。いわゆるなるわけでございます。ですから、いきなり道場に行って乱取りをすとか、そういったことではなくて、柔道の、今申し上げましたような歴史だとか、それからこれまでの流れであるとか、さまざまなこの技はどういったものがあるかとか、一部では座学もあるんだろうというふうに思っているわけですが、そういった中で入門編ということで子供たちの体力、能力に応じた指導がされていくことが根本になっているわけございまして、そういったところを今後学校長、それから担当する体育の教員、これらに指導を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

城内委員さんおっしゃいましたスポーツ宣言日本というこの内容について認識を問われましたが、これについては21世紀におけるスポーツの使命ということで、

いろいろと3つに分けてこの課題を集約したものがあ
るようでございますけれども、ここ具体的にその内容
についてまだ熟読している状況でございますので、特
にここで内容について申し上げられるような状況でな
いというところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 菊地学校指導課長。

○学校指導課長（菊地理君） 海外派遣の予算の件に
についてお答えしたいと思います。

87ページの中高生海外派遣事業費というものにつ
きましては、研修内容を決定する中高生海外派遣推進委
員会経費及び研修生の事前研修に関わる経費でござ
います。

実際の旅費等の補助につきましては89ページ、10款
の1項2目、下から3番目ですか、のところにござ
います中高生海外派遣事業費補助金のほうに記載されて
おります。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） それでは文化会館費の
100万円についてご説明を申し上げます。

こちらの100万円につきましてはご指摘がござ
いましたように館長の報酬となっております。

芸術監督・館長につきましては、専門的な技術、知
識、人脈が必要であり、等会館におきましては当初よ
り配置させていただいております。永峰館長の文化会
館に関する思いといいますか、考え方につきましては、
各種マスコミ、マスメディアを通して紹介をさせて
いただいております。昨年の8月に岩手日報で紹介され
た部分でご紹介をさせていただきたいと思
います。

「ホールの運営については多くの人に楽しんでもら
えて、本当にいいものを提供したい。ここに来ればあた
たかい、おもしろいと感じられる場にしていきたい」
というようなお気持ちを伝えており、私たちもこのよ
うな方向でさまざまなプログラムを検討していき
たいと考えております。

また、それを受けて平成23年度におきましては、音
環境重視型多機能ホールを活用してディズニー・オ
ン・クラシックの公演を開催していただきましたし、
平成24年度におきましては、現時点で館長と協議中
のものではございますが、N響メンバーと仙台フィル
ハーモニー管弦楽団の演奏会や例年開催して
おります

アーティスト新人紹介コンサートに加えてニューヨ
ーク・フィル・プラス・クインテットの公演等を現時
点で館長と共に協議検討をしているところで
ございます。ご紹介いたします。

ありがとうございました。

○委員長（高屋敷英則君） 古屋敷社会体育課長。

○社会体育課長（古屋敷重勝君） マリンスポーツの
普及についてのお答えをいたします。

マリンスポーツにつきましては、これまでの実状か
ら、やはりせつかくです海を活用したスポーツに
積極的に取り組みたいということで平成18年度から実
施しているものであります。

平成18年度からにつきましてはマリンスポーツの体
験ということでこれまで1,440人ほどが体験して
いただいているところであります。またさらに、これに
加えて指導者を養成したいということから、これにつ
きましては19年度から実施して、これまで37人がその
講習を受けているところでございます。ただ、ご承知
のとおり、23年度におきましては久慈市内の会場地
が見つかりませんでしたので、これは中止して
おりますが、今後はこういう体験を通じて競技団
体に発展すればというふう
に考えて取り組んでいるところで
ございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 中高生の予算、ちょっと目を通し
まして、ありがとうございました。523万円です。

これ、従来ずっとアメリカに派遣してきたずっと
歴史があるわけですが、市民の皆さんの識者
の中には、いわゆるアジアにも目を向けるべき
だと、国際交流っていった場合にね、なぜア
メリカ一辺倒なのかということが返ってき
ます。まあ、フランクリンとの姉妹都市交
流つつうこともあって、そうかもしれませんが、
例えばベトナムとか東南アジア等を含めて
お出かけになっている方もいらっしゃいます。
国際協力事業にも寄与している方もござ
います。そういった意味からい
うと、いわゆる文化水準の同程度っていい
ますか、アジアとまた違うわけですが、そ
ういうアメリカ一辺倒というか、ずっと
こうしたわけ。そういった点でアジアにも
目を向けるってということがそろそろあ
っていいのではないかって、そういうふう
に思うんです。

ここで委員会があるんだということですが、
委員会のメンバーの中にはそういった方が、
ことを唱える方

がいなければもう出ませんけれども、その委員会のメンバーを含めてそういった議論ができる場にしていきながら、この海外派遣について一定程度見直すことも含めてやっぱりやるべきじゃないかというふうに思うんですが、お聞かせいただきたい。

ことしの分の考え方については、今の時点は依然としてアメリカの研修内容のことになっているのか、そういうことを含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、教育長から答弁あったところですけど、このスポーツ宣言日本について、例えば市民体があるわけですね、毎年聞いている。そういった意味で、そういった場所で紹介するとかいろんな形で市民の皆さんの目にふれてもいいのではないかというふうに思うんですが、広報誌等通じてこういった宣言が出たっていうこと。この宣言についてのこういうとらえ方をしているっていうことを含めながら、コメントはいいとしても、やっぱりこういったものがあるんだっていうことをきちんとやっぱりスポーツ関係者あるいは市民の皆さんに伝えていくことが大事なのかなというふうに思います。

先ほどもちょこっと紹介があったんですけど、3つここではやっていますね。

1つは、「スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める」ということをいっています。

2つ目は、「スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める」と。

3つ目は、「スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う」という冒頭3つのことがいわれていますから、そういった点ではいずれこの大事な点を言っているのかなってそう思っていますので、ぜひこれは市民にお知らせしていく価値のあるものではないかというふうに思いますが、お聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、マリンスポーツですが、19年度から指導者養成をして37人いらっしゃるっていうことでございまして、そういった意味では一定程度人数もふえてきているのかなと思いますが、やっぱりマリンスポーツを本格的にするため3桁の指導者養成を目指すっていうことが大事だと思うんです。そういった点での今後の積極的な養成と、それから具体的にマリンスポーツ人口

をどうふやしていくかっていうことの施策が私は必要だと思うんですが、その点でこれからの取り組みについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

あとそれから、先ほど答弁がなかったんですが、ぜひ安全についてね、柔道のまちを進めるまちとして積極的にこうやるべきだって、やっぱり出せないのかどうかね、安全策。さっき言ったフランス並みのことをすればとはいわんけれども、久慈市が柔道のまちとして取り組んできたことは何なのか。そして安全をこういうふうに確保してきたんだということをやったり踏まえながら、外に向かって安全策についてきちっとこうあって、こうある方向について、やっぱり示していくべきじゃないかなというふうにですが、そういうことは考えていませんか。お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） まずスポーツ宣言日本についての件にお答え申し上げますが、確かにこの宣言の中にも出てまいります、スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化だといった面、あるいは暮らしの中の楽しみ、それから青少年の教育の場、そして人々の交流を促し健康を維持する、そういった役目もあるといったちいうものをやるっていうふうなことがこの宣言の中に書いてあるわけですが、これらのことについてはスポーツの理念としてこれまでうたわれてきたものであって、これはこれまでも広く周知を図られてき、そしてそれについてさまざまな取り組みがなされてきたわけでありまして。

ですから、この原文そのものをそのまま何かに使用するというようなことについてはどうかというふうなところは研究しなければならないかというふうに思いますが、今後いずれスポーツの振興については十分にしっかりと対策を講じ、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、柔道のまちづくりをしている、柔道のまちづくりを標榜している市として武道必修化における安全指導、これらについてを発信するというところでございますが、いずれ今度の授業への必修化でそうした重大な事故、けががないように、しっかりとまずは自分の所管するこの久慈市立中学校からそういった事故等が起きないように万全な対策を講じていくのがまず先決だというふうに考えてございます。

いずれ子供たちに安全でしかも楽しみの多いスポー

ツであることを理解してもらえるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） まず中高生海外派遣の行き先といいますか、研修先でございますが、委員おっしゃいますとおり現在派遣推進委員会がございまして、そちらで派遣先もあわせて検討いただいているところでございまして、今アメリカ、あるいはフランクリンに限定して進めているものではないわけでございます。

その委員会の中でも意見が出されるわけですが、現在のところアジア圏とか、あるいはヨーロッパ圏とか、そういった強い意見はないところでございまして、まず姉妹都市交流でもあるということでフランクリンというふうな意見がほとんど、大多数でございます。ので、そういった別の意見、要望等がございましたら検討いたしますが、現在のところその考えはございません。

それから、マリンスポーツの振興でございますが、こちらにつきましては宮古市の場合はそれなりの施設があったわけですが、今回被災に遭ったわけでございます。久慈市においてもマリンスポーツをやる際に、やはり湾、久慈湾の静穏域という条件もございまして、そういった条件もございまして、いずれ委員おっしゃるとおり指導者養成には取り組んでございまして、それについて充実を図るとともに、その開催の方法を、開催といいますか、スポーツの振興の方法につきましても現在夏祭り等にあわせて一緒に体験をしているわけでございますが、そういった工夫もしながら普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉建一委員。

○小倉建一委員 97ページですが、下川原委員からありました野球場建設推進にかかわっての質問をしたいと思いますが、先ほどはできるだけ国体に間に合うようにというような考えもあるなあというふうにとりましたし、ぜひそうしてもらいたいわけですが、この国体野球の誘致に関わっては、この久慈地区を中心にした県北の連携の下に会場を誘致しようということで始まったこの誘致運動でありました。そういう意味からもいきましても、先日1週間前ですが県北の野球のブロック会議がありまして、県北ほとんどの野球協会

の関係者が集まるわけですが、そこでも久慈市はメイン会場として何とか協力するからみんなで頑張ってくれというような激励の言葉もいただいております。そこで、メイン会場、メイン会場といわれてきたわけですが、今の球場でありますとどうも下水道の施設が拡大していくなどというような工事状況も見ております。何とかこの下川原さんのいうプレ大会をということになりますと3年ということになります、実はこの会場が決まる前後のことだと思っておりますが、岩手県の野球協会の責任者の方から国体の当日までとはいわないわけですが、近くまでに完成していれば大丈夫だよというようなことを言われております。その席には久慈市の野球協会の事務局長であります教育委員会の米澤課長もおりますので心強いところでありますが、先ほどの3年ちょっとというよりも、そうなりますと約4年半ありますので、その辺を確認の上建設スケジュールをつくればいいのかなというふうに思っておりますが、先ほどもこの財源を見ながらということなわけですが、この予算書を見ますとほとんど新建設関係の予算はないということはわかるわけですが、予算がなくてもできる事務も当然あるわけですので、ひとつその辺を、例えば久慈工業高校を整備した際には自衛隊にお願いして造成したというような経緯もあるようです。ぜひその辺の調査等もしながら、予算がなくてもできる事務を進めればと思っておりますが、その辺の予算がなくてもできる事務等をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 新野球場の件についてのご質問にお答え申し上げますが、やはり2016年の岩手国体、この軟式野球競技の会場となって選定されておるわけでございますから、その会場地としてやはり立派に役割を果たしてまいりたいというのがまず第一に私は思っていることでございます。

その際にはやはり先ほども申し上げましたように、できる限りそれに間に合うような新野球場の建設というのが一番望ましいところだと思うんですが、しかし、その財源がないとなかなかその建設に踏み切れない。今、その財源の確保にいろいろと奔走しているわけでございます。そこは十分にご理解いただいた上でのご質問だというふうに理解するわけでございますけれども、予算がなくてもできることがあるだろう

と。確かにそのとおりでございます。

私どももそういったところをいろいろと模索しながら、いざ財源が確保できた場合に間断なく次につなげていけるような方法を現在さまざまと議論しながら内部で検討しているわけございまして、そういったところはどうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

いずれにしても、メイン会場としての期待も大きいようでございますから、私どももそういったところのできる限りの力を添えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 10款教育費の質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 98ページ下段になります。

11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費であります。1目漁港施設災害復旧費に漁港にかかる災害復旧事業4億円を計上。

2項土木施設災害復旧費であります。1目道路橋梁災害復旧費に市道にかかる災害復旧事業費5,608万6,000円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

12款公債費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 100ページをお願いします。

12款 1項公債費であります。1目元金は24億6,998万7,000円を計上。前年度と比較して7,195万3,000円、3.0%の増であります。

2目利子は4億1,752万4,000円を計上。前年度と比較して709万1,000円、1.7%の減であります。

3目公債諸費は4万9,000円を計上。

公債費はあわせて28億8,756万円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。畑中勇吉委員。

○畑中勇吉委員 公債費の関係なんです。毎年の一般会計予算の概要、記者会見資料の中に1ページのこの予算編成に関する考え方。この項の中に、ここ数年

財政の健全ということと、プライマリーバランス、市債発行とその償還に関する記述。これが必ず記載されてきたわけ。ことしは一切その部分についての記載がなかったということで、どういう事情だったのかなということが第1点。

第2点は起債がないといいますが、私は財政の健全化とかそういう部分については、市のほうで最大限の配慮をしているというふうに思うわけであり。この場でコメントをいただければありがたいのではないかと。

私は、基本的に何回も菅原総務部長なり市長が言うとおりの市の財政運営なり市政を執行する場合に借金するのが悪いという意味ではない。市民のためになる借金はどんどんこう、どんどんという言い方は悪いんですが、やってしかるべきであろうと、こういう考え方のもとの質問であります。

そういうことで、ただ最近の市政懇談会等を見ますと、地域の道路を整備するとか環境を整備するとかというふうな、この住民の要望、意見だけではなくて、大変こう市の財政なり財政運営、適正な財政に関する皆さんの意見が大変多いように思っております。関心が高い、こういうふうに思っております。

ですから、これから予算が可決されて毎年この市広報等で予算についての掲載をして市民にお知らせ等するわけでありましてけれども、そのプライマリーバランスなり市の財政の適正運営に関してわかりやすく、その点と記載等をいただければありがたいなど。こういうふうなことも考えますのでご所見を賜りたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まず1点目についてでございますけれども、もう議員の皆様方に十分にご案内のとおり、今年度、23年度、24年度はどうしても災害復旧事業、これはもう起債が、どうしても財源になります。そうしますと見かけの公債費、これにつきましてはどうしてもふえざるを得ないと。復旧事業、復興事業について、これについては国の制度もどうしても裏に起債とかそういうのを見ますので、これについてはご理解願いたいと思っております。

そうしますと、どうしてもプライマリーバランス云々については23年、24年、この辺はそれはもうちょっと大変だなと。それはそのとおりでございます。そ

して、市長以下常に日ごろから申し上げておりますのは、どうしても公債費につきましても、よい借金、悪い借金という言い方変ですけれども、いずれ例えば今回ほとんど発行いたします災害復旧事業債、これにつきましては財源はほとんど全額あとから国からきます。それでとりあえず、とりあえずっていう言い方は変ですけれども、国は制度上地方で借金しなさいと。そういうふうな制度の下において地方債を発行するものです。

そのようないずれ交付税とか、そういうふうな裏づけのある地方債、これを極力私らは知恵を絞ってそういうふうな市民の負担にはね返らないような、そのような地方債の発行を目指しているものでございます。

いずれ事業はやらなきゃならないと思っています。いずれ要望、要求はいろんな要望がございます。これに答えるにはどうしてもお金が必要です。これについての財源についてはいろんな工夫を重ねて確保してまいりたい。そのような考えであります。

なお、いずれ私どもは、ですからプライマリーバランスについては今回は記載はいたしませんでした。これについてもいたしかたないということです。

ただ、心の中は委員ご指摘のとおり健全財政化、財政運営、これについては到底忘れていませんし、そこでいつもお話ししているのが本当の久慈市の負担、見かけの市民の負担じゃなくて、本当の負担。いわゆる実質公債比率とかそういうものについては重々注意してまいりたいと。そのように考えているところです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 失礼しました。広報活動ですけれども、これにつきましては、市の広報で市の財政状況、これについては年2回公開してございます。

なお、いずれホームページ等にも公開すると共に、極力情報については提供してまいりたいと。そのように考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

13款諸支出金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 13款諸支出金1項普通財産取得費であります。1目土地取得費に土地取得事業特別会計繰出金2,234万2,000円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

14款予備費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 14款1項1目予備費であります。1,500万円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

この際、一昨日の4款衛生費の岩手県北部広域環境組合負担金に関わっての保留中の答弁がございまして、この答弁を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 保留しておりました小野寺委員に対するご答弁を申し上げたいと思います。

岩手県北部広域環境組合に確認いたしました。それで試算に使用した40人という数値でございまして、これは全国にある同様な施設で必要とされる職員数を参考数値として試算に使用したということでございます。

この全国にある同様な施設についてでございますが、当時の全国的な状況等を踏まえて試算したものでございまして、具体的な特定の施設をモデルとして試算したのではないというふうな伺っております。

それから、可燃ごみ処理施設の集約と分散の比較の表についてでございますが、この表につきましては久慈地区、二戸地区の現存の2施設とそこに従事している現人員は考慮されていないということございまして、あくまでも推計ごみ量から導いた規模の施設を久慈・二戸両地区に整備した場合、全国の同様な施設、まあ平均的な施設ということのようでございますが、そこで必要とされる人員数等を参考数値として試算したものでありまして、具体的に何県の何市の施設を参考としたということではないということでございます。

それから、この表の、比較表の下については、施設を集約化した場合における増額分及び減額分を表したものである、さらに現在の職員数等の増額、上乘せ等が増額、上乘せになるという解釈はしていないということで、組合のほうから伺っているところでございます。

それから、試算に使われています700万の数値について、小野寺委員は非常に高い数値じゃないかということでおっしゃいますけれども、ちょっと参考数値

として予算書の103ページをごらんいただきたいというふうに思います。

2の一般職(1)の総括の表でございます。区分の本年度の職員数が354人となっております。

それから、給与費と共済費をあわせると合計で27億円という数値になります。これを職員数で割りますと760万円ということになります。

それから、給与1億2,000万円という数値でございますが、これを354人で割り戻しますと大体360万円というような数字になります。

以上でございます。

○委員長(高屋敷英則君) 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 困りましたね。まさに雲をつかむような話ですよ。その40人の問題も特定の具体例があるわけではない。現在の人員を考慮したものではない。700万円の人件費については市の職員の給料を比較しても決して高いわけではない。それから、現在運行しているごみ収集に従事している26台52人の税金については考慮していないと。

私の指摘に全然答えたものにはなっていないですよ。

実はね、この人員の40人にしても、余り繰り返したくはないんですが、県内の施設等でもはるかに20名のうち20数人ですよ。これまで紹介したように、40人なんてどこにもない。人件費の700万円にしても、それではあれですか。私、北部環境組合が発足すればそこでの従事者には年収700万円支払うと。その人件費はね、働く人たちが上がることについてはそれは否定しない、むしろいいと思うんです。しかし、現実問題として現在300万円前後ですよ。2倍以上の労務単価でやるんですか本当に。

それと、現在走っているのは考慮しないということもね、新しく増車するのに従事する人には700万円保証しましょうと。今走っている、現に走っている収集工手の人は今までどおりだよと。これはないでしょう。

答弁するほうもね、納得して答弁しているわけじゃないでしょう。全然私の提起した問題点、疑問に答える答弁にはなっていない、今のやつでは。どうです。これ、でもね、私らだって、あなた方だって市民に対して説明できないでしょう。

再度北部環境組合に対して実態を踏まえた、そして指摘をされた疑問や問題点を解明を含めて精査した説

明なり、資料の提示を求めると、要請するということにはなりません。これじゃあ全然一般質問の段階から、全然進んでいないと思うんですがいかがですか。

○委員長(高屋敷英則君) 末崎副市長。

○副市長(末崎順一君) 岩手北部広域環境組合は今、ただいま部長がお話をしましたように、同様の施設で必要とされる40人、あるいは700万円の人件費と。これについてはコンサルタントの調査があって示されたものだというので、それはそれなりに受けとめているところでございます。

その上で今組合では次のステップに進んで、運営方式を決めて効率的な運用を図るべきこの40人をいかに減らすかということをしていろいろと知恵を絞っているわけですよ。最大40人という説明を組合がされているようです。マックス40人と。

そこから始まって今後この知恵を絞って一人でも少ない人員体制を考えていくということになるわけでありまして、そういうことによって私たちは当時の説明が間違っているというふうには考えていないところでございます。

そして、この一番重要な現実の問題といたしまして、久慈・二戸広域を1つにまとめて処理しないと環境省の建設費の補助金の対象にならないということと組合で県のほうから確認をしているということですから、そうなりますと大問題になるという背景があります。

そして、今現在北部組合を設立して事業がスタートしているわけでありまして、構成市町村がまずその力をあわせて、一丸となってこの処理問題について取り組んでいかなければならないという事業だということとを理解しなければいけないという背景がございます。

その上で、今いろいろとご指摘がありました職員数等がしからば幾らになるのか、それから建設費、あるいは運営費。その運営費の比較にいたしましても組合のほうでは例えば今動いている部分で増減のない部分、それについては300万円の人件費であれ、700万円の人件費であれ、増減変わらない部分その部分については比較をしていないと。その新しく建設することによってどこに増減が出てくるのかという部分について資料を示しているということでございます。いずれそれはひとつの標準的な当時のモデル的な経費だということでございますので、これから数値、人員も含めて経費についてもしっかりと精査をして、それが結局どう

なるのかということについては、積算を示していき
ということをしっかり言っていかなきゃいけないという
ふうに思っているところでございます。

ですから、今、委員がお話になりましたその内容、
事業についてももう少ししっかりと数字に具体的に
なったならば示して、早めに示していただきたいとい
うことはお伝えをしていきたいというふうに考えてお
ります。

○委員長（高屋敷英則君） 議論が若干平行している
ようでございますが、質問に関しては簡潔にお願いし
たいと思います。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 知恵を絞って節減に努力していき
たいと。それはそのとおりですよ。

しかしね、こういう極めて私に言わせればさきさん、
極めて過大な、いわば都合のいい試算ですよ。700万
円で、これ計算が、欠陥だらけの試算だけでもね。こ
の試算の仕方でも700万円で10億円の黒字、600万円だ
と赤字なんですよ。これをつくってですね、そうして
節減に努力するたって、まず足元を、現実の問題をき
ちんと精査しなきゃだめですよ。

そこで、何度も言いませんがね、これまでの答弁は
あくまでも参考例だと。試算だと。そうですね。それ
では、この組合発足時の当局の答弁、当時私も委員で
したただけでね、こういう質問をしているんです、私
は。形式的に言えば搬送地と中継の分は単独であれば
そこは生じないわけだけれども、そこを統合すること
によって、その部分は多い少ないは別にしても明らか
に新しい負担だというのは間違いない。こういう指
摘に対して、新たな負担という、その中継施設に関わ
る建設、搬送経費。これらについては例えば洋野は直
送するとかいろいろあるけれども、久慈市の中でも考
え方といいますか、計算からいけば現行のごみ処理に
かけている経費よりは減じていく方向にある。ごみ減
量を進めながら本事業を進めることによって久慈市が
負担している経費があるけれども、広域に負担金を出
しているわけでございますけれども、それらは将来に
わたって減じていくと。要するに現在より減じていく
ということを明確に答弁しているんですよ。ですから
審議の流れでは経費節減になるのであれば、それは良
としようという流れの中で、このいわゆる広域組合の
参加が、こんときは現実には経費は減ると。今の答弁は
あくまでも参考の例だと。試算だと。どっちが本当な

んですか。これでもね、どっちかが虚偽の答弁をして
いるってことになりませんか。明らかに違うでしょう。
22年の段階では、現実問題として経費は減ると。今回
のあなた方の答弁はあくまでも参考例だと。しかも具
体例を持ってきてやったのではないと。まさに雲の上
の話ですよ。明らかにどっちかが違うんですよ、わ
ずか2年の間に。

しかもそれでね、どなたも痛痒を感じる。答弁はな
い。痛みを感じる答弁はないんじゃないですか。どっ
ちが正しいんですか。その分はお答えできるでしょ
う。いかがですか。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） どちらが正しいかと
いうようなご質問でございますが、私どもが組合から
確認したのは、先ほど申し上げたことでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、前回22年の議会に対
しての答弁はうそだったと。いうことなんですよ。そ
ういう答弁をしておいてね、どなたも責任をとらない。
これは議会に対しても不誠実そのものじゃないですか。
ということは、市民に対して虚偽の答弁だった。不誠
実な対応であったということになりますよ。

でもうそだというならね、きちんと答弁しなさいよ。
私はね、やっぱりこの状態では議会に対しても、市民
に対しても行政としてあなた方は説明責任を果たせて
いない。極めて遺憾なことだ。私はぜひあなた方の、
言いたいのはね、あなた方の辞書にはごめんなさい
という言葉がないんですよ。事実に対してやっぱりも
っと謙虚であるべきだ。

ぜひあなた方の辞書にごめんなさいという言葉を付
け加える度量と謙虚さを求めて、改めて議会と市民に
対してきちんと説明する責任を果たすことを求めます。
終わります。

○委員長（高屋敷英則君） 最後の答弁になります。
山内市長。

○市長（山内隆文君） 22年の答弁の中身なんです
が、手元にその議事録が今私どものところにありません。
どういった流れでどういったやりとりが、質疑応答
があったのか、それを確認しないことには虚偽の答弁
であると、あるいはそうではない。明確に答えられない
状況の中で、先ほど広域から聞いた話はこうであると

いうことを申し上げざるを得なかったわけでありませぬ。そこはご理解をいただきたいと思ひます。

その上で、先ほどから議論になつてゐる件について、私も小野寺委員のご質問を聞きながらポイントを絞りたいと思ひます。したがつて、この質疑応答がどうもすれ違つてゐるような気がしてなりません。

したがつて、その辺について、もう少し整理をお互いにしながら客観的な議論、これを進めていくことが今重要であるのかな。このように私は感じたところがあります。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 最後に市長が言われたね、空中戦になつてはうまくないと思つたので、私の指摘した問題点、質問事項を事前にお知らせしてゐるんですよ。それを踏まえての先ほどの答弁なんですよ。そのことだけは指摘しておきます。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

以上で、第1条歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、第2条債務負担行為、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 第2条債務負担行為につきまして、表によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為であります。固定資産税評価替え経費、ほか2件について、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額をこの表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

第3条地方債、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 第3条地方債につきましても表によりご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

第3表地方債であります。歳出予算に関連して地域コミュニティ振興基金事業ほか23件及び国の地方財政対策を受けての臨時財政対策債あわせて25件について、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をこの表のとおり定めようとする

ものです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

第4条一時借入金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 戻りまして1ページをお願いいたします。

第4条一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を70億円に定めようとするものであります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

第5条歳出予算の流用、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 第5条歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、各項に計上した給料職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の流用ができるように定めようとするものであります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議案第1号「平成24年度久慈市一般会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（高屋敷英則君） 起立多数であります。

よつて議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時というところでよろしくお願ひします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○副委員長（城内仲悦君） 休憩前に引き続き委員会

を開きます。

審査を継続いたします。

議案第2号 平成24年度久慈市土地取得事業
特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 議案第2号「平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

124ページをお願いいたします。

歳入、1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に土地開発基金利子1,000円を計上。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金に2,234万2,000円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

歳出、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 126ページをお願いいたします。

歳出、1款1項管理費、1目管理事務費に一般会計繰出金1,000円を計上。

2款1項公債費、1目元金に2,017万円を計上。2目利子に217万2,000円を計上。公債費は、合わせて2,234万2,000円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第2号「平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算」は、原案のとおり

可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 平成24年度久慈市国民健康保険
特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第3号「平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。ちょっとお待ち下さい。

お諮りいたします。第1条歳入歳出予算については、勘定ごと歳入歳出別に説明を受け、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出事業勘定、歳入、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 第1条事業勘定の歳入歳出予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

138ページをお開き願います。

2歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税であります。1節医療給付費分現年課税分は算出税額から課税限度超過額、低所得者軽減額及び資格得喪増減額を控除した後の調定見込み額を計6億3,751万4,000円とし、収納率93%を見込み5億9,288万8,000円を計上。2節後期高齢者支援金分現年課税分は1億2,330万4,000円を計上。3節介護納付金分現年課税分は5,769万7,000円を計上。4節医療給付費分滞納繰越分は、繰越見込み額を3億1,683万9,000円とし、収納率15%を見込み4,752万5,000円を計上。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は861万1,000円を計上。6節介護納付金分滞納繰越分は474万円を計上。

以上、1目一般被保険者国民健康保険税は、合わせて8億3,476万5,000円を計上。前年度と比較し、5,617万6,000円、6.3%の減となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者に準じて算定したところであり、1節医療給付費分現年課税分は調定見込み額を1,778万9,000円とし、収

納率98%を見込み1,743万3,000円を計上。2節後期高齢者支援金分現年課税分は347万円を計上。3節介護納付金分現年課税分は275万円を計上。4節医療給付費分滞納繰越分は収納率15%を見込み34万6,000円を計上。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は3万8,000円を計上。6節介護納付金分滞納繰越分は4万5,000円を計上いたしました。

以上、2目退職被保険者等国民健康保険税は、合わせて2,408万2,000円を計上。前年度と比較し、373万6,000円、13.4%の減となっております。

この項、国民健康保険税は、合わせて8億5,884万7,000円を計上いたしました。前年度と比較し、5,991万2,000円、6.5%の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、81万6,000円を計上いたしました。

140ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目療養給付費等負担金は、療養給付費負担金、後期高齢者医療支援金負担金、老人保険医療費拠出金負担金及び介護納付金負担金、合わせて9億1,825万1,000円を計上いたしました。前年度と比較し、4,557万4,000円、4.7%の減となっておりますが、これは負担率が34%から32%に減少したことによるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は1,963万6,000円を計上。3目特定健康診査等負担金572万1,000円を計上。この項は、合わせて9億4,360万8,000円を計上いたしました。前年度と比較し、4,506万9,000円、4.6%の減となっております。

2項国庫補助金であります。1目財政調整交付金は、普通調整交付金、特別調整交付金、合わせて5億789万3,000円を計上。2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は1,000円を計上。3目出産育児一時金補助金は6万円を計上。この項は、合わせて5億795万4,000円を計上いたしました。前年度と比較し、716万1,000円、1.4%の増となっております。

次に、4款県支出金、1項県負担金であります。1目高額医療費共同事業負担金は、1,963万6,000円を計上。2目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同額の572万1,000円を計上。この項は、合わせて2,535万7,000円を計上いたしました。前年度と比較し、50万5,000円、2.0%の増となっております。

2項県補助金であります。1目財政調整交付金に

2億3,602万9,000円を計上。前年度と比較し、5,894万6,000円、33.3%の増となっておりますが、これは国庫負担率減少分として、県調整交付金負担率が2%増加したことによるものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金であります。退職被保険者等の医療費に対する交付金であり、1億417万1,000円を計上いたしました。前年度と比較し、239万6,000円、2.4%の増となっております。

142ページになります。

6款1項1目前期高齢者交付金であります。7億2,380万7,000円を計上いたしました。前年度と比較し、4,138万円、6.1%の増となっております。

7款1項共同事業交付金であります。1目高額医療費共同事業交付金は、9,436万3,000円を計上。2目保険財政共同安定化事業交付金は、4億8,803万8,000円を計上。この項は、合わせて5億8,240万1,000円を計上いたしました。前年度と比較し、1,286万4,000円、2.2%の減となっております。

次に、8款財産収入、1項財産運用収入であります。1目利子及び配当金は、高額療養資金貸付基金利子及び国庫財政調整基金利子、合わせて2,000円を計上。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金であります。保険税低所得者軽減額の補てん等として、保険基盤安定繰入金1億8,441万9,000円、その他一般会計繰入金2,100万円、合わせて2億541万9,000円を計上いたしました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金であります。1,000円を計上いたしました。

次に、10款1項1目繰越金は、前年度繰越金1,000円を計上。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。一般被保険者及び退職者被保険者等に係る保険税延滞金、合わせて300万5,000円を計上いたしました。

2項雑入であります。144ページをお開き願います。第三者行為損害賠償金、不当利得等返納金及び雑入、合わせて3億2,163万3,000円を計上いたしました。この項中、5目に雑入に財政調整として3億1,948万1,000円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点、お聞かせ願います。

この141ページですか、国庫負担の療養給費費の負担金、34%から32%に減じて、そして4款ですか、県支出金で財政調整交付金で調整になったと、この仕組み、ねらい、目的はどのようなことにあるんですか、第1点。

それから、次のページ、保険財政安定化支援事業で交付金、この問題ではいわゆる政府の中で消費税の増税を見込んで、消費税の増税で地方の財政もふえるんだと、だからこの交付金も見直しをすべしという動きがあるやに聞かれますが、その辺の状況、承知しておいたら教えてください。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、国庫負担金、この中の療養給付費負担金が現状34%、これが新年度におきましては32%になると、その分2%分を県の調整交付金をもって充てるという、この考え方といたしますか、ねらい、目的ということでございますが、子ども手当とかあるいは若年者控除、この部分が、税法上の部分が廃止になるというふうなことで、その分が地方税収がふえると、増収になるというふうなことで、国と県の財源負担の割合を見直したことによりまして、24年度につきましては国のほうでの負担を2%引き下げ、その分について県の一般財源がふえるというふうなところから、充当するというようになっております。

ただ、この部分につきましては国と県っていいですか、知事回答の中でやりとりがございまして、24年度に限っては交付税措置するというふうなことについても、財務との調整がされているというふうなことに伺っております。

以上が1点目でございます。

2点目の保険財政安定化基盤強化についていいですか、その部分でございますが、これにつきましては今、ただいま、国のほうで審議されております社会保障と税の一体改革の中で、27年度を目標として改革といたしますか、法整備、制度設計がなされており進められておりますが、今のところでは2,200億円程度の財源をもって、そういった拡充、強化をしていくということでございまして、具体的に、若干、具体的に申しますと、今、保険者支援ということで、国保税の7割軽減、5割軽

減というものに対して財政補助があるわけなんです、その分をさらに2割軽減にまで拡充して、しかも交付割合をふやしていくというふうなことで、その保険者を支援していくという考え方が示されておりますけれども、ただその審議の行方といたしますか、これはまだ相当に不透明な部分がありますので、閣議決定はされておりますが、そのとおりの制度が決定されていくかどうかという点につきましては、まだ紆余曲折があるものというふうにご覧しております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 説明いただきました。

そうすると、このいわゆる34%は32%、7%は9%、この関係は24年度限りということですか。それとも恒久措置になりますか、その辺どうなります。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 期限は切っておりませんが、いずれそういうふうな24年度以降は負担率が決定されたということございまして、次の制度変更がない限りは今の率でいくということになります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、事業勘定、歳出、給与費明細書を含め説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） それでは、156ページをお開き願います。156ページ、給与費明細書です。

○副委員長（城内仲悦君） 給与費明細からですよ。

○市民生活部長（勝田恒男君） はい。

まず、給与費明細書についてご説明申し上げます。

特別職、その他の特別職であります、その内容は、専門集金員1名及び国保運営協議会委員14名に係る報酬及び共済費であり、職員数及び報酬について前年度との増減はなく、共済費8,000円の増となっております。

前に戻っていただき、146ページをお開き願います。

3歳出、1款総務費、1項総務管理費であります、1目一般管理費は、臨時職員賃金及び共済費ほか6件、合わせて2,222万7,000円を計上。2目連合会負担金は、国保連負担金701万4,000円を計上。この項は、合わせて2,924万1,000円を計上いたしました。

2項徴税費であります、1目賦課徴収費は、専門集金員報酬ほか2件、合わせて1,175万円を計上。2目納税奨励費は、納税意識を普及・啓発し、収納率の

向上を図るため、市税納付促進業務経費及び納税貯蓄組合連合会補助金、合わせて685万7,000円を計上。3目収納率向上特別対策費は290万7,000円を計上。この項は、合わせて2,151万4,000円を計上いたしました。

3項運営協議会費であります。国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議いただく国保運営協議会委員報酬ほか3件、合わせて49万8,000円を計上いたしました。

148ページをお開き願います。

4項趣旨普及費は、広報用パンフレット製作費等56万7,000円を計上。

次に、2款保険給付費であります。医療費被保険者数の推移等を勘案し調整したものでありまして、1項療養諸費は、一般被保険者、退職被保険者等に係る療養給付費及び療養費並びに診療報酬等審査支払い手数料、合わせて25億7,686万6,000円を計上。前年度と比較し、235万4,000円、0.1%の減となっております。

2項高額療養費であります。1目一般被保険者高額療養費に2億9,903万8,000円を計上。2目退職被保険者等高額療養費に1,113万円を計上。3目一般被保険者高額介護合算療養費100万円を計上。4目退職被保険者等高額介護合算療養費30万円を計上いたしました。この項、合わせて3億1,146万8,000円を計上。前年度と比較し、320万3,000円、1.0%の増となっております。

150ページをお開き願います。

3項移送費であります。一般被保険者移送費10万円を計上。退職被保険者等移送費5万円を計上。合わせて、前年度と同額の15万円を計上いたしました。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、出産育児一時金75人分、3,150万円を計上。2目支払い手数料1万6,000円を計上。この項は、合わせて前年度と同額の3,151万6,000円を計上いたしました。

5項葬祭諸費は、葬祭費100件分、300万円を計上いたしました。

次に、3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、6億1,150万2,000円を計上。2目後期高齢者関係事務費拠出金は4万9,000円を計上。この項、合わせて6億1,155万1,000円を計上いたしました。前年度と比較し、5,189万5,000円、9.3%の増となっております。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付

金は64万3,000円を計上。2目前期高齢者関係事務費拠出金は4万7,000円を計上。この項、合わせて69万円を計上いたしました。

152ページをお開き願います。5款1項老人保険拠出金、1目老人保険医療費拠出金は10万円を計上。2目老人保険事務費拠出金は3万1,000円を計上。この項、合わせて13万1,000円を計上いたしました。

6款1項1目介護納付金であります。社会保険診療報酬支払基金で示す算定式により算出した額、3億351万5,000円を計上。前年度と比較し、1,093万2,000円、3.7%の増となっております。

次に、7款1項共同事業拠出金であります。実績等を勘案し、1目高額医療費拠出金は7,854万5,000円。2目保険財政共同安定化事業拠出金は、4億7,105万9,000円を計上いたしました。3目その他共同事業拠出金5,000円と合わせ、この項は5億4,960万9,000円を計上。前年度と比較し、1,763万3,000円、3.1%の減となっております。

8款1項保険事業費であります。1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査事業経費ほか1件、合わせて4,353万7,000円を計上いたしました。

2目保険普及費は、医療費通知作成事務経費ほか1件、合わせて435万8,000円を計上いたしました。

154ページをお開き願います。

3目健康管理費は、人間ドック利用料補助金290人分、652万2,000円を計上いたしました。

次に、9款1項基金積立金であります。財政調整基金積立金1,000円を計上。

10款1項公債費は、一次借入金利子として6万6,000円を計上。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付金は、保険税の還付金等で620万1,000円を計上。

2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金は、国庫補助金の財政調整交付金のうち僻地診療所運営費等に係る705万円を計上いたしました。前年度と比較し、105万円の増となっております。

12款予備費は、500万円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点、お聞かせください。

1つは保険証交付にかかわってです。いわゆる短期

保険証の交付、これは納税相談もしながら保険証の交付して、収納率の向上を図るといふねらいで行ってきていると思うんですが、その効果を検証した経験があるのかどうか。

実は先般お聞きした話ですけれども、盛岡市ではこの短期保険証の交付、収納率向上にはさしたる影響はないと、むしろ短期の保険者証でなかなか役所に来づら、そういう空白の時期も生じて、逆に症状が悪化して医療費がかさむというようなこともあって効果が見られないので、基本的に取りやめたという話を聞きましたけれども、そういう関係で市としてその辺の検証をした経験があるのかどうか、もしないとすれば参考にして検討されるお考えがあるのかどうか。

それからもう一つ、この国保のいわゆる窓口の減免制度を昨年つくりましたね、その実績についてお知らせください。

○副委員長（城内仲悦君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） それでは、短期、資格証、短期保険証の交付の効果についてご説明をいたします。

ただいま被保険者証世帯が6,900世帯ぐらいあるわけですけれども、その中で資格証の交付世帯が9世帯と、713世帯が短期保険証を交付しているということで、この効果でございますけれども、いわゆる納税者と直接お会いをする機会ができるという、いわゆるその際に納税を奨励できるということで、納付のほうについてもいろいろ計画を立てて、その際、分納の誓約ですとか、そういうことについて効果があるものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 私のほうからは国保の減免制度ということで、実績ということでございますが、昨年4月、規則をすえて以来、その部分に関しての実績はないところでございます。

以前にも同様のご質問いただきまして、PRが足りないんじゃないかとか、そういったご指摘もいただいておりますが、このたび2月1日号の税広報に再度、制度を周知、図ったところでございますが、現状のところではまだそういった事例はないところでございます。

なお、震災にかかわっての部分については、予算等

にも反映されておりますが、それなりの件数が生じております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 短期保険者証交付、確かに交付を通じてその納税者との接触するわけですから、皆無とは言わないけれども、空白の時間が生ずる等々、マイナスの面もあろうかと思うんですね。

そこで先発っていいですか、盛岡、先ほど話した盛岡の例ですね、何かもう参考に検討されて、久慈市の参考にする考えがあるやなしや、お答えください。

それから、窓口負担の問題で啓蒙活動、それも結構です。大いにやる必要があろうと思うんですが、問題はやっぱり生活保護の基準と同じだっていうところが、やっぱり制度の活用の厳しさなんですよ。もしそうであれば、だったら生活保護のほうを使ったらいいんじゃないかということにもなりかねない。

これは国も責任逃れって言えば責任逃れなんです、国は最低基準を定めたものだと、だから地方がこれを上回って制度を改善することは、大いに結構で決して妨げるものではないという言い方、言い逃れして国の責任を負わない形になってますけれども、やっぱりこの生活保護と同じだとすれば、なかなか利用するケースもかなり厳しいものがあるというふうに思うんですね。

それは、そういう点では市も一定の努力をする。それを背景に国、県にやっぱり制度の改善を求めるといふ姿勢が必要なのではないかというふうに思うんですが、改めてお聞かせください。

○副委員長（城内仲悦君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） 資格証、短期保険証の制度を見直すという観点から、ご答弁を申し上げます。

先般、盛岡のほうのホームページで確認をさせていただきまして、大分減ったということは認識しております。久慈市の場合におきまして、やはり納税者と接触を図るといふ意味で生活状況の調査等、そういうものがかなり必要になるかとは思いますが。

その観点からやはり、当時、資格証でありますとか短期証を交付された方々の調査を実施をいたしまして、資力がありながら納付意思がない者、そういう方々に対しては短期保険証の交付、これはもう納税の公平を

保つ意味で必要かとは思いますが、そのほかの方々いわゆる短期保険証、それから資格証をもらっている方々でいわゆる納税力が失われた方とか、そういう方々は調査をいたしまして順応に対応したいと。こちらのほうは国保の担当課のほうとも協議をいたしまして、柔軟に対応をさせていただきたいと考えております。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 減免の基準の関係で再度のご質問がございましたが、国に要望すべきとかあるいは市としてさらに制度の拡充といいますか、そういったことを図っていくべきというご提言でございますが、現状1年、規則制定から1年経過して、先ほどもご答弁したとおり結果として適用となる者がゼロだったと。

特に震災等、こういった広域災害については、別法の部分で対応できるということで対応しているわけですが、この基準といいますか、規則の趣旨はやはり個人的に病気になったとかあるいは個人的に何か被災したとか、火災で財産を失ったとか、そういったふうな場合が想定される規則でございまして、当面は現行の基準でいくというふうなことで考えておりますが、ただ国、県に対する拡充という要望につきましては、制度全体の充実というふうなことで要望しているところでございますので、今後ともそういうことで継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定、歳入、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 直営診療施設勘定の歳入歳出予算について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

164ページをお開き願います。

2歳入、1款診療収入、1項入院収入であります。実績見込みを勘案し、3目後期高齢者診療報酬収入711万円、5目一部負担金収入74万5,000円、6目標準負担額収入いわゆる入院時食事療養費199万4,000円など、合わせて1,000万9,000円を計上いたしました。前年度と比較し、27万6,000円、2.8%の増となっております。

2項外来収入であります。実績見込みから1目国

民健康保険診療報酬収入2,540万円、3目後期高齢者診療報酬収入6,540万円、5目一部負担金収入1,653万円など、合わせて1億2,104万8,000円を計上いたしました。前年度と比較し、720万4,000円、6.3%の増となっております。

3項その他の診療収入は、出稼ぎ者健康診断料ほか3件、合わせて1,075万3,000円を計上いたしました。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。特別室使用料ほか1件、合わせて7万円を計上いたしました。2項手数料であります。診断書作成料として48万円を計上いたしました。

3款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金利子1,000円を計上。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は1,000円を計上。166ページをお開き願います。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金1,000円を計上。3項企業勘定繰入金は、705万円を計上いたしました。

次に、5款諸収入、1項1目雑入であります。電話料等48万円及び財源調整として1億2,885万9,000円、合わせて1億2,933万9,000円を計上いたしました。

6款1項市債1目に、携行内視鏡等を購入に伴い、医療機器等整備事業債680万円を計上。2目に非常用自家発電設備設置などの災害対応設備整備事業等に伴う、診療所整備事業債2,790万円を計上いたしました。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

直営診療施設勘定、歳出、給与費明細書を含め説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） それでは、172ページをお開き願います。

まず、給与費明細書についてご説明申し上げます。

初めに、1特別職であります。比較の欄でその増減についてご説明申し上げます。

その他の特別職、これは嘱託医師に係る報酬等ありますが、職員数は1名の減、給与費902万円の減、共済費は2万4,000円の増となっております。

次に、一般職であります。一般会計の例により計上しているところでございます。

それでは、173ページの2一般職（1）の総括をごらん願います。比較の欄でその増減についてご説明申

上げます。

職員数について増減はなく、給与費については247万9,000円の減で、その内訳は給料249万2,000円の減、職員手当1万3,000円の増となっております。共済費は94万9,000円の減となっており、全体では342万8,000円の減となっております。

職員手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の一覧表のとおりとなっておりますのでごらん願います。

174ページになります。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細であります。それぞれ増減事由別内訳を示しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

175ページから178ページにつきましては、(3) 給料及び職員手当の状況でございます。職員の給与水準などをあらわしたものでありまして、職員1人当たりの給与のほか、初任給、級別職員数等につきまして、それぞれの表に示しておりますのでごらん願います。

前に戻っていただき、168ページをお開き願います。

3歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、代診派遣医師報酬ほか5件、合わせて1億8,474万6,000円を計上いたしました。この項は前年度と比較し、1,955万7,000円、11.8%の増となっております。

2項1目研究研修費であります。研究研修費ほか4件、合わせて41万5,000円を計上いたしました。

次に、2款1項医業費であります。1目医療用機械器具費は、携行内視鏡の購入費等849万9,000円を計上。2目医療用消耗器材費は、検査用試薬品代等600万円を計上。3目医薬品衛生材料費は9,546万円を計上。4目寝具費は61万1,000円を計上。この項は、合わせて1億1,057万円を計上いたしました。前年度と比較し、1,579万9,000円、16.7%の増となっております。

170ページになります。

2項給食費であります。給食用器具費及び給食用賄い材料費、合わせて前年度と同額の269万8,000円を計上。

次に、3款1項1目施設整備費は、施設修繕料等として66万円を計上。

4款1項基金積立金は、財政調整基金積立金3,000円を計上。

次に、5款1項公債費は、診療所整備事業債等に係る地方債元金及び利子償還金、合わせて1,336万円を計上。

6款1項1目予備費に100万円を計上いたしました。

以上でございます。

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を打ち切ります。

次に、第2条地方債、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長(勝田恒男君) 第2条地方債につきましては、表によりご説明申し上げます。

159ページになります。

第2表、地方債であります。直営診療施設勘定の歳出予算に関連して、携行内視鏡等購入に係る医療機器等整備事業債及び非常用自家発電設備設置などの、災害対応設備整備事業等に係る診療所整備事業債について、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、この表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を打ち切ります。

次に、第3条一次借入金、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長(勝田恒男君) 129ページをお開き願います。

第3条一次借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の借り入れの最高額を、事業勘定について6,000万円と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(城内仲悦君) 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第3号「平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副委員長（城内仲悦君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議案第4号 平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第4号「平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

188ページをお開き願います。

2歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は、法第107条の規定により、高齢等年金給付から徴収するものでありまして、1億1,316万1,000円を計上いたしました。これは保険料算定額から低所得者軽減額及び被扶養者分軽減額を控除した後の保険料見込み額に対し、岩手県後期高齢者医療広域連合で示しました割合70%を特別徴収分と見込んだものであります。前年度と比較し、137万4,000円、1.2%の減となっております。

2目普通徴収保険料は、現年度分につきましては保険料見込み額の30%、4,781万9,000円を調定見込み額として、連合で示しました収納率97%を見込み4,638万4,000円を計上。滞納繰越分は繰越見込み額を149万円とし、収納率50%を見込み74万5,000円を計上。合わせて4,712万9,000円を計上いたしました。この項、後期高齢者医療保険料は、合わせて1億6,029万円を計上いたしました。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目証明手数料、納付証明手数料1,000円を計上。2目督促手数料は7万4,000円を計上いたしました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金331万円及び保険料の低所得者軽減額の補てん等

として、保険基盤安定繰入金8,928万2,000円。合わせて9,259万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して、161万4,000円、1.8%の増となっております。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金1,000円を計上いたしました。

次に、5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金は、保険料延滞金5万円を計上。2項償還金及び還付金、1目保険料還付金は100万円を計上いたしました。3項1目雑入は1,000円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点、念のためお聞きしますが、普通徴収保険料、これでいわゆる滞納に伴っての滞納処分よもやないとは思いますが、普通徴収、年金ですが、18万円以下ですか、ですからよもやないと思わしますが、その分について1点お聞かせください。

○副委員長（城内仲悦君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） 普通徴収にかかわる分の滞納処分について、ご質問がありましたのでお答えをします。

いわゆる特別徴収できない、年額18万円以下の方が対象となる普通徴収ということで、これに対しての滞納処分、その他強制処分についてはないところでございます。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） それでは、190ページをお開き願います。

3歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、一般管理事務経費289万7,000円を計上。前年度と比較して、10万3,000円、3.4%の減となっております。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務経費49万円を計上いたしました。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び低所得者軽減額の補てん等としての保険基盤安定負担金、合わせて2億4,962万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して、189万5,000円、0.8%の減となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目保険料還付金は、100万円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点、お聞かせください。

これも確認のためですが、保険証の交付についてです。いわゆる資格証明書、短期保険証の交付、この分でもあるのかなのか。あるとすれば、それぞれ幾らなのかお聞かせください。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 後期高齢者医療にかかわる短期保険証あるいは資格証の交付のということでございますが、短期保険証につきましては、2月1日現在ですけれども3名ほどございます。

それから、資格証につきましては、これは高齢者の医療の確保という観点から、発行しないこととなっております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 その短期の3名、そうすると担税能力があるんだけど、納入しないというケースですか。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 短期保険証につきましては、納税状況、保険料ですから、納付状況によって発行されるもので担税力と申しますか、納付、その能力がありながらという部分については、本来は資格証で運用してる部分でございますので、あくまでも短期保険証は納付状況によるものということでございます。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 いわゆる保険料、短期ですね——どうなんだ。

保険料を滞納していると、ですから納税相談の機会をつくるために短期交付っていうことですよ。そうするとやっぱり当然その能力はあるんだけど、その滞納があるから短期だという前提、それでない整合性がとれないと思うんですが、どうですか、違うのかな。

○副委員長（城内仲悦君） 浅水市民課長。

○市民課長（浅水泰彦君） 資格証につきましては、国保でも同じなわけですが、担税力がありながら納付、

誠意示していただけないという場合に、やむを得ず発行といえますか、しているものでございまして、一方短期証につきましては、納期までに保険料なり、ここであれば保険税が納付されないという方について、納付相談をしながら解消をしていくというふうな形とか、あるいは納付の状況によって解消していくということになるわけなんです、先ほどお話し上げました3名の方につきましては、まだ納付が進んでいないということでの交付でございます。

○副委員長（城内仲悦君） いいです。答弁よろしいですか。質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第4号「平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（城内仲悦君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議案第5号 平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第5号「平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。野田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） それでは、議案第5号につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

200ページをお開き願います。

2歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入であります。1目居宅介護サービス費収入は4,034万円を計上。前年度と比較して、190万円、4.5%の減であります。訪問介護収入のほか3件のサービス費収入について、実績見込みを勘案し計上したものであり

ます。2目居宅介護サービス計画費収入は、2,350万4,000円を計上。この項は、合わせて6,384万4,000円を計上いたしました。

2項1目自己負担金収入は、383万9,000円を計上いたしました。

2款県支出金、1項県補助金、1目民生費補助金がありますが、緊急雇用創出事業として756万8,000円を計上いたしました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金ではありますが、科目存置として1,000円を計上しております。

4款諸収入、1項1目雑入ではありますが、訪問調査、受託収入など2,108万2,000円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点、お聞かせください。

介護関係で何ていう、職員の待遇、処遇改善、何て言うんですって、処遇改善交付金、これがあって新年度からはそれが廃止をされて、介護報酬が1.2%ですか、アップになるという措置の変更がなされますよね。

それに伴っての実際の現場での収支の割合はどうなるんですか、改善なるのか、改善ならないのかというのが第1点と、それからこれまでだと待遇改善交付金というので、政府の措置でやってきた。ところが介護報酬1.2%だと、そこにいわゆる保険料も含まれて国のほうは撤退をすると、そして保険料はそれだけで賄うということになりましたよね、制度上は。

そうなると、やっぱりこれが保険料のアップにも連動したというふうにとめるんですが、そういうことでよろしいんですか、お聞かせ、教えてください。

○副委員長（城内仲悦君） 鹿糠沢介護支援課長。

○介護支援課長（鹿糠沢光夫君） ただいまのご質問の処遇改善交付金の件でございますが、これにつきましては過般の一般質問のときにもお答えしておりますとおり、23年度をもって交付金自体が廃止になると、それをもちまして24年度からは新しい制度といたしますか、保険料のほうに、報酬のほうに含めて、今委員おっしゃいましたとおり1.2%保険料にほうに含めて、報酬が支給されるというふうな格好になります。

ただし、この1.2%の運用、処遇改善の分につきましては、これまでの交付金があったときの制度をそのまま利用いたしまして、同じような格好で運用してま

いるというふうに向っております。

したがって、交付金自体があった分とその保険料の関係につきましては、さして変わりがないのかなというふうにとらえております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 連動、連動しないのかとか。

○介護支援課長（鹿糠沢光夫君） 失礼しました。

そのことにつきましては、変わらないというふうなとらえ方をしております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 鹿糠沢介護支援課長。

○介護支援課長（鹿糠沢光夫君） 財政安定化基金のほうから繰り入れがございますので、保険料自体の総額は上がるかもしれませんが、そのほうで財政措置をするというふうに向っております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書を含め、説明を求めます。野田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 初めに、204ページをお開き願います。

給与費明細書ではありますが、1特別職につきましては、その他の特別職の職員15名分、報酬、共済費、合わせて3,931万8,000円を計上いたしました。

205ページになります。

次に、2一般職ではありますが、職員2名分、給与費、共済費、合わせて1,625万円を計上いたしました。

その他の明細につきましては、一般会計に準じて調整しておりますので、説明を省略させていただきます。

前にお戻りいただきまして、202ページをお開き願います。

3歳出、1款総務費、1項施設管理費ではありますが、1目一般管理費に3,030万5,000円を計上いたしました。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費ではありますが、1目居宅介護サービス事業費に5,031万2,000円を計上。前年度と比較して、569万8,000円、12.7%の増ではありますが、主に緊急雇用創出事業の導入によるものであります。

2目居宅介護支援事業費ではありますが、1目居宅介護支援事業費に1,571万7,000円を計上いたしました。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 ごめんなさい。

先ほどと関連するんですが、ちょっとわからないので教えてください。

いわゆる処遇改善交付金の廃止で、して、1.2%の介護報酬のアップだと、で、プラマイゼロだという、現場ではね、そういう答弁でしたよね。

実際にそうですか、実際にはその収支を保つためには1.2%ではなくて2%程度じゃないと、プラマイゼロにならないという、何かそういう結論もあったように思うんですが、それが再度お聞かせください、第1点。

それから、処遇改善交付金は政府の100%で措置で、今までやってきたわけでしょう。それが今度介護報酬の1.2%アップに置きかえるわけですから、その介護保険料に、どの程度だかわかりませんよ、一定程度影響するっていうのは当然じゃないんですか。

○副委員長（城内仲悦君） 少々お待ちください。鹿糠沢介護支援課長。

○介護支援課長（鹿糠沢光夫君） 処遇の改善交付金の廃止にかかわる財政の問題ということでございますが、処遇改善交付金は国のほうから交付金として別枠に交付になってたわけでございますが、24年度からは介護報酬の中に上乘せをして、報酬が上がるというふうなとらえ方をしておりますので、委員おっしゃいますように全体とすれば会計自体の、会計自体といえますか、保険の額とすれば大きくなるというふうにとらえております。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） いいですか。いいんですか。質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第5号「平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（城内仲悦君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょっと答弁者の出入りがあります。

~~~~~

#### 議案第6号 平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第6号「平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） それでは、議案第6号について事項別明細書によりご説明を申し上げます。

218ページ、219ページをお開き願います。

2歳入、1款使用料及び手数料、1項1目使用料は、市営魚市場使用料として1,207万円を計上、前年度比119万2,000円、11%の増であります。これまでの実績見込みを勘案し計上したものであります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子は、魚市場建設基金利子1万5,000円を計上いたしました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、1,364万円を計上。これは地方債元利償還金に向けての一般会計からの繰入金であります。2項基金繰入金、1目魚市場建設基金繰入金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

4款1項1目繰越金であります。科目存置として1,000円を計上。

5款諸収入、1項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金147万6,000円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書を含め、説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 歳出であります。222ページ、223ページをお開き願います。

初めに、給与費明細書であります。1特別職について魚市場運営委員会委員報酬8名分、4万8,000円

を計上いたしました。

次に、2一般職であります。職員1名分の給与費、共済費、合わせて479万4,000円を計上いたしました。

そのほかの明細につきましては、一般会計に準じて調整しておりますので、説明は省略させていただきます。

前に戻りまして、220ページ、221ページをお開き願います。

3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、魚市場運営委員会委員報酬ほか3件、755万5,000円を計上いたしました。前年度比336万7,000円の減となっておりますが、これは修繕経費の減によるものであります。

2款1項公債費であります。1目元金は1,516万7,000円を計上。2目利子は448万1,000円を計上。この項は、合わせて1,964万8,000円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第6号「平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議案第7号 平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 議案第7号「平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。

お諮りいたします。第1条歳入歳出予算については、歳入歳出別に説明を受け、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） それでは、議案第7号について事項別明細書によりご説明を申し上げます。

238ページ、239ページをお開き願います。

2歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目漁業集落排水分担金は、現年分、滞納繰越分、合わせまして1,586万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目漁業集落排水使用料は、現年分、滞納繰越分、合わせまして2,093万7,000円を計上いたしました。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費補助金は、漁業集落環境整備事業補助金1億500万円を計上いたしました。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、1億183万5,000円を計上いたしました。

5款1項1目繰越金は、科目存置として1,000円を計上。

6款諸収入、1項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金等1,007万6,000円を計上いたしました。

7款1項起債、1目下水道事業債は、9,910万円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 歳入、分担金とそれから使用料の分についてです。滞納繰越分、分担金については収納率は15%と、それから使用料については滞納繰越分で98%の収納率ということで、すごく大きな開きがあるわけですが、この事業が開始されてから、そんなに年数も経っていないことから、使用料を98%というのも、こういうこれくらい見込めるのかなという感じはするんですが、その分担金について非常に低い収納率で算定しているようですが、ここの分についての説明をお願いいたします。

○副委員長（城内仲悦君） 滝沢下水道課長。

○下水道課長（滝沢重幸君） ただいまの分担金と使用料の滞納繰越分の収納率についてお答えいたします。

まず、滞納繰越分については、徴収に鋭意努めているところでありまして。

それで、収納率でございますけれども、まず使用料のほうですが、使用料については水道料金と一緒に集金をするというシステムで行っております。したがって、滞納された場合に停水処分というのもござい

ますので、比較的収納率が高くなっております。

負担金につきましては、これも収納に努めているところでございますけれども、過去の実績によりまして、15%ということで計上いたしております。

以上でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与明細書を含めて、説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 歳出であります、246ページ、247ページをお開き願います。

給与費明細書であります、一般職の職員2名分の給与費、共済費合わせまして1,265万4,000円を計上いたしました。そのほかの明細につきましては、一般会計に準じて調整しておりますので説明は省略させていただきます。

前に戻りまして、242ページ、243ページをお開き願います。

3歳出、1款1項漁業集落排水管理であります、1目総務管理では使用料納入奨励金16万5,000円ほか3件、合わせまして334万4,000円を計上。2目施設管理費は2,961万9,000円を計上。この項は、合わせて3,296万3,000円を計上いたしました。

2款漁業集落排水事業費、1項1目漁業集落排水整備費は、職員給与費及び漁業集落排水整備事業費合わせて2億2,918万6,000円を計上いたしました。前年度比8,031万6,000円の増となっております、これは大尻地区及び白前、本並地区の排水処理施設詳細設計費の計上によるものであります。

3款1項公債費であります、1目元金は5,698万円を計上。次のページになります。2目利子は3,368万円を計上。この項は、合わせて9,066万円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 232ページをお開き願います。

第2条債務負担行為であります、水洗便所改造資

金利子補給について、期間、限度額を第2表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条地方債、説明を求めます。村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 233ページでございます。

第3条地方債であります、漁業集落排水事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。議案第7号「平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと求めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議案第8号 平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第8号「平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

お諮りします。本案は、第1条歳入歳出予算については、歳入歳出別に説明を受け、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） それでは、議案第8号について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

264ページ、265ページになります。

2歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業受益者負担金は3,370万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して92万6,000円、2.8%の増となっており、主に整備面積の増加によるものであります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は1億1,932万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して1,046万5,000円、9.6%の増となっており、供用区域開始の拡大に伴い、有水量の伸びを勘案したことによるものであります。

2項手数料1目下水道手数料は23万円を計上いたしました。これは、排水設備工事指定店の指定の更新に伴う増額であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費補助金は3億5,300万円を計上いたしました。前年度と比較して5,300万円、17.7%の増となっております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は5億2,891万2,000円を計上いたしました。

5款1項1目繰越金及び266ページの6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金及び2目過料は、科目存置としてそれぞれ1,000円を計上いたしました。

2項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金ほか1件、合わせて3,931万9,000円を計上いたしました。

7款1項市債1目下水道事業債は、歳出予算に計上いたしました事業のうち適債事業について3億5,800万円を計上いたしました。前年度と比較して1,320万円、3.8%の増となっております。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 下水道使用料、先ほどの漁業集落排水とあれですが、滞納繰り越し分の収納率50%というふうになっていて、これも水道料金と同じような形での徴収というふうになるわけですが、その滞納している方の50%ということは、かなりの数で水道がとめられるとって下水道もというふうになるかと思うんですが、このおおよそであれですが、件数、世帯数はどれぐらいになるのかをお願いします。

○副委員長（城内仲悦君） 滝沢下水道課長。

○下水道課長（滝沢重幸君） 下水道使用料の滞納にかかわるご質問にお答えいたします。

調定額234万5,000円を見込んでおりますが、これは

約220戸の件数分でございます。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書を含め、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 272ページ、273ページをお開き願います。

給与費明細書であります。特別職は前年度と同様、嘱託職員1名で、報酬及び共済費を合わせて396万3,000円を計上いたしました。

次に、一般職については、前年度と同様の7名で、給与費、共済費合わせて4,439万円を計上いたしました。前年度と比較して105万7,000円の増額となっております。以下、一般会計に準じて調整してありますので説明は省略させていただきます。

前に戻りまして、268ページ、269ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項下水道管理費1目総務管理費は、職員給与費ほか10件で2,174万5,000円を計上いたしました。

2目施設管理費は、嘱託職員の報酬ほか3件、1億834万7,000円を計上、この項は、合わせて1億3,009万2,000円を計上いたしました。前年度と比較し599万1,000円、4.8%の増となっております。

2款下水道事業費1項下水道整備費1目管渠施設費は、寺里及び幸町地区並びに津波で被災した夏井町大湊地区などの污水管渠整備と、それから雨水排水につきましては川崎町雨水ポンプ場の整備など、污水处理及び浸水に対策に係る費用として4億5,545万8,000円を計上いたしました。270ページの2目浄化センター施設費は、昨年度から実施しております水処理施設の増設及び停電対策などに係る費用として2億5,308万円を計上、この項は、合わせて7億853万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して7,058万9,000円、11.1%の増となっております。

3款1項公債費1目元金は4億3,641万1,000円を計上いたしました。2目利子は1億5,745万3,000円を計上し、この項は、合わせて5億9,386万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して541万5,000円、0.9%の増となっております。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。砂川委

員。

○砂川利男委員 下水道の現在の利用世帯数を教えてください。

○副委員長（城内仲悦君） 滝沢下水道課長。

○下水道課長（滝沢重幸君） 下水道の世帯数のご質問にお答えいたします。

公表数値ということで、平成23年4月1日現在の数値になりますのでご了承願います。世帯数が2,503世帯ということになっております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 前に戻りまして、258ページをお開き願います。

第2条債務負担行為であります。第2表のとおり水洗便所改造資金利子補給について、期間、限度額を定めようとするものであります。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条地方債、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 第3条地方債であります。259ページの第3表のとおり下水道整備事業及び災害復興事業について、その限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

次に、第4条一時借入金、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 255ページになります。

第4条一時借入金であります。借入れの最高額を6億円に定めようとするものであります。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは、採決いたします。議案第8号「平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議案第9号 平成24年度久慈市水道事業会計予算

○副委員長（城内仲悦君） 次に、議案第9号「平成24年度久慈市水道事業会計予算」と議題といたします。

お諮りいたします。本案は一括説明を受け審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと求めます。

よって、そのように決定しました。

説明を求めます。晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） 議案第9号「平成24年度久慈市水道事業会計予算」についてご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条は総則であります。第2条は業務の予定量であります。上水道事業、簡易水道事業及び営農飲雑用水給水受託事業の給水戸数、年間総配水量、1日平均配水量は記載のとおりでありますのでご了承願います。

なお、主要な建設改良事業につきましては、後ほど資本的支出のところで申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算実施計画によりご説明を申し上げます。

なお、第4条括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,913万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをしようとするものであります。

それでは、4ページをお開き願います。

第5条企業債であります。川井、関及び小国の3簡易水道を統合する山形簡易水道施設整備事業について、この表のとおり限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

次に、第6条一時借入金であります。借入限度額

を1億円に定めようとするものであります。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、記載のとおり定めようとするものであります。

次に、第9条他会計からの補助金であります。その金額を1億2,486万5,000円に定めようとするものであります。これは、一般会計からの補助金であります。

5ページをごらん願います。

第10条たな卸資産購入限度額は1,571万9,000円に定めようとするものであります。

8ページ、9ページをお開き願います。

第3条に係る収益的収入及び支出について申し上げます。

まず収入であります。1款上水道事業収益は6億2,662万5,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項営業収益は、1目給水収益に5億5,105万6,000円を計上。2目受託工事収益に3,700万円、3目その他営業収益に加入金等739万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

2項営業外収益は、1目受取利息及び配当金に45万3,000円、2目他会計補助金に2,314万4,000円、3目雑収益に下水道使用料等徴収事務受託収益757万3,000円を計上いたしました。

3項特別利益は、科目存置であります。

次に、2款簡易水道事業収益は6,158万4,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項営業収益は、1目給水収益に3,039万4,000円、2目受託工事収益に400万円、3目その他営業収益に7万6,000円を計上いたしました。

10ページ、11ページになります。

2項営業外収益は、1目他会計補助金に2,711万円を計上。

3款営農飲雑用水給水受託事業収益は6,014万2,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項営業収益は1目給水収益に2,491万7,000円、2目受託工事収益に3,500万円、3目その他営業収益に22万5,000円を計上いたしました。

次に、12、13ページをお開き願います。

支出であります。1款上水道事業費は7億448万

5,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項営業費用は、1目原水及び浄水費に職員給与費、白山浄水場等の維持管理費、合わせて8,581万4,000円を計上。2目配水及び給水費に職員給与費、配給水施設維持管理費等1億3,877万1,000円を計上いたしました。

次に、14、15ページになります。

3目受託工事費に3,700万円を計上。4目総係費は、水道事業審議会委員報酬、職員給与費、量水器検針委託経費等合わせて7,537万5,000円を計上いたしました。

次に、16、17ページになります。

5目減価償却費は2億8,412万4,000円を計上。6目資産減耗費は、科目存置であります。

2項営業外費用は、1目支払利息に企業債利子償還及び一時借入金の利息、合わせて7,110万1,000円を計上。2目消費税及び地方消費税に1,229万6,000円を計上いたしました。3目雑支出は、科目存置であります。

3項特別損失も同じく科目存置であります。

次に、2款簡易水道事業費は7,770万4,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項営業費用は、1目原水及び浄水費に2,843万6,000円を計上。18、19ページになります。2目配水及び給水費に1,715万1,000円、3目受託工事費に400万円、4目総係費に100万2,000円をそれぞれ計上いたしました。その内容は、施設維持管理費及び事務費であります。

次、20、21ページをお開き願います。

2項営業外費用は、1目償還金に簡易水道事業償還金2,711万5,000円を計上いたしました。

次に、3款営農飲雑用水給水受託事業費は、1項営業費用に2,889万7,000円を計上。1目受託管理費は、職員給与費、施設維持管理費合わせて2,889万7,000円を計上。

次に、22、23ページになります。2目受託工事費に3,500万円を計上いたしました。

4款予備費は500万円計上。

次に、24、25ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。まず収入であります。1款資本的収入は2億3,860万7,000円を計上いたしました。

その内訳でけれども、1項企業債1目企業債は、簡易水道施設整備事業債6,000万円を計上いたしました。

2項補助金は、1目他会計補助金に一般会計補助金7,460万7,000円、2目国庫補助金に6,601万5,000円。3項負担金は、一般会計負担金400万円。4項補償金は水道施設移設補償金1,500万円、5項繰入金は上水道用水施設整備等基金繰入金4,500万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、26、27ページになります。

支出であります。1款資本的支出は4億2,774万1,000円を計上いたしました。

その内訳であります。1項建設改良費は1目取水及び浄水施設整備費に山形簡易水道整備費及び滝導水ポンプ場整備費等6,709万3,000円を計上、2目配給水施設整備費は山形簡易水道整備費及びその他排水管整備事業費等1億7,409万4,000円を計上、3目営業設備費は、量水器購入経費等411万9,000万円を計上。2項企業債償還金、1目企業債償還金は、元金償還金1億8,243万5,000円を計上いたしました。

次に、28、29ページになります。

給与費明細書について申し上げます。1総括であります。一般職の職員は13人です。給与費6,405万6,000円と法定福利費2,458万円の合計8,863万6,000円です。以下、給料及び職員手当の増減額等の明細、給料及び職員手当の状況につきましては、一般会計に準じて調整いたしましたので省略させていただきます。

次に、33ページの資金計画及び34ページの予定貸借対照表であります。本予算に基づいてそれぞれの数値を調整したものであります。

35ページ、平成23年度予定損益計算書であります。決算見込みに基づきまして数値を調整したものであります。

以上で、説明を終わります。

○副委員長（城内仲悦君） 質疑を許します。砂川委員。

○砂川利男委員 山形町の小国地区とか関とか、水道を1本化するという計画のようでございますが、そういう計画の発端になった原因のご説明をお願いします。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） それでは、山形地区の統合にするための状況というか、原因ということでございます。

まず、この3地区には川井簡易水道ということで、

西の沢地区の原水を使ってるのと、それから清水川の原水を使っていると。この川井地区につきましては、浄化施設が今のところない状態でございます。これがさきの岩手北部地震、これが発生したときに清水川の原水が濁度を起こしたと。断水状況に至ったと。これと同じように、この前の3月11日の東日本大震災において、その地震を受けたことによって、今度は清水川と西の沢川が濁度上昇があつて断水を余儀なくされたというのが、まず一つございます。

それから、関及び小国につきましては、水をとるのは河川の表流水を引っ張ってきてございます。これも急激な豪雨であつたり、長雨であつたり、そういうふうなときにその河川が濁るということ等がございまして今、緩速ろ過ということで、砂、砂利その他で浄化しておりますが、その濁った水が入り込んで、ろ過低速を起こすということで、これにそのものの能力が落ちて、能力不足になりまして断水を余儀なくされるというふうな状態。

それから、小国地区、関地区等につきましては、建設から40数年たつてるといふことで、かなりの老朽化がなつてございます。そういった意味からいづれ安定した水の供給ということが必要になってくるということで、この事業を導入すると。

3地区を統合するということでございますが、これはあくまでも今、清水川の水がある程度一定した岩手名水20水にも選ばれているような水でございます。確かに地震等で濁度発生しますが、その部分については技術的な改良ができるということで、それを湧水として使いながら、そして今この補助事業を有利な財源を使ってやるということになりますと、今の統合かん水ということで進めるということが、一つの理由というふうなことでございます。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 砂川委員。

○砂川利男委員 詳しい説明をいただきまして、なるほどなという部分もございまして、私は地方の特徴というか特質というか、これがあらゆる面で喪失してるというか、そういう状況を感じざるを得ない。特に、またこの水源地に関しては、地理的条件から見ても、集落間の距離が大分隔たりがあるという部分でいけば、その部分は多額な予算が必要になると。また、それもさることながら、今回の大震災のような状況が起き

たとき、一元化をしておくと、どっかがいかれると全体に影響が及んでいくという……。それぞれに区切って取水栓をつけとけば問題がないということにも理論上にはなるんですけども、そういう事態が生じてくる。

また、もう一つは健康上の問題として、現在の水道を滅菌するのに次亜塩素酸消毒をしてるわけですが、これがかつてがんを誘発する物質として、あまり好ましくないというのが一時報道されたりしたんですが、安価な値段で大量に供給できる他の物質というのは、なかなか見当たらないというところから、余り報道機関等も騒がなくなった。したがって、何ら問題がないように誰しも思っていると思うですけれども、距離が遠くなればなるほど、下水道法でいけば、残留塩素が得られればいいということなように聞いたような気がしてるんですけども、そういう状態になると、水源地に近いところは物すごい、逆に塩素の濃い飲料水を利用せざるを得ないと。これは実質、今、現状でも浄化槽を維持管理している人間の話によると、地名で言うならば滝ダム周辺の近くの残留塩素と町中とか侍浜とか宇部町とか距離が離れたところになれば、残留塩素の濃度が、濃淡が違ってくるという、こういうことも科学的にはっきりあらわれている。そういう意味からすれば、健康的な面からいってもがんのものを大量につくるに等しい状況にもこじつけられる考え方も出てくる。

そういった意味で、地方のおいしい水、おいしい空気、すばらしい自然条件というものが損失していく一部にもなりかねないという意味からすれば、私は地域単位に水道の水源を求めてやるべきものがベターでないかなというふうに思いますし、ただ一元管理をする効率、市場原理主義を当てはめていけば、管理するところが何ぼもあるよりは、一つでやったほうが効率がいいんだということになると思うんですけど、私は、この世の中で、赤字でも、採算が合わなくても、人がいるところにお金をかけ続けていかなければならぬ義務と責任と、かけ続ける、お金を投資し続ける力は行政にしかないと思う。ここのところを失ったならば、地方は市場原理にどうやって対抗できるかという原理にもつながっていくという意味からすれば、私は決して何でもかんでも一元化するというのは、将来的に余り好ましい形に思えないという意味から、できるものであれば、地域単位の水源を求めてやっ

ていただくようお願いしたいし、久慈市内にある現在の水源でも私は、大川目は大川目地区、侍浜は侍浜、宇部は宇部、山根は山根、市内は市内というように、個別の私は水源を求めべきだというふうに思いません。

特に、久慈市内に当たっては、田高の水源から1キロ弱のところ、1日6万から7万羽の鶏の解体処理施設があるところの下流で水源になっている。大雨が降ったり増水したときになれば、田高の水源でも水量の変動が多少は見られるということは、伏流水を飲んでるに等しいということも言わざるを得ない。

これは、こういったこと等も考えてみれば、私は市内全体を見ても、水源のもとというものは分割した形で、お金がかかろうともやっぱりそういう計画に考えていただきたいと思うんですが、考え方をお聞かせください。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 今のご質問につきましては、何点かあったかと思えますけども、大きく言いますと、その地域地域によってその水源、または浄水池等々をつくっていくべきではないのかというふうなお話であったと思います。

この委員さんおっしゃることで、今まで実際実施してきた例はあったと思いますが、やはり水道事業として経営していく段階におきましては、やはり安定した水を供給していかなくやらないと。そういった意味で、山形この3地区につきましても、これまで地震等による支障があって断水した。あとは気象条件等によりまして、どうしても水を皆さんに配ってやれなかったというふうなこと等が多々ございました。

そういった意味で、やはり安定した水を、そして今の技術力をもって皆さんに供給すると。あくまでも維持管理につきましても、中央監視という形で持つていく。ただ、中央監視で、ただ機械だけ見るのではなく、現地は現地として、現地にまたその管理人は置いて目視、いろんな意味で対応していかなければならないというふうに思っております。

今回の山形の清水川の件につきましても、今うちのほうで認可の変更をとることで検討したのが、従来の緩速ろ過、要するに砂でやるという方法と、急速ろ過といたしまして、3月11日の大震災において川井地区が濁度の関係でちょっと断水したわけですが、そのとき

に急速ろ過地を設定しました。そういうもので断水を解除して、給水を進めたわけですが、今回は膜ろ過ということで、新しい技術になりますが、そういうふうなもので、最新の技術を投入していずれ安心安全な水を配っていくと。そういうふうなものにするために。

それからもう一つ、先ほど次塩酸というふうなこと等のお話もいただきました。それにつきましても、確かに浄水場で次塩酸を入れる。そうすると、どうしてもそれは近場ではありますが、それはあくまでも基準値の中で、そしてそれで対応をしているということでございますので、安全面、がんとの因果関係はちょっと私もわかりませんが、そういう意味では最新の技術をもって対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 砂川委員。

○砂川利男委員 基本的に、何が何でも反対していくんだという意味で申し上げていないから、そのところは誤解のないように。ただ、考え方の一つとして、聞いていただかなければならないと思って質問をさせていただいているというところにはご理解をいただきたい。

また、もう一つには、聞きにくいことを、言いにくいことを一つ言わせていただくと、山形村のときは、水道料金の基本料金というものは、年間に五千四、五百円ぐらいだと思う、基本料金。合併になった途端に1万7,000円ぐらいになったんだという話もあるから、実際にそのところは数字を私、詳しく調べているわけではないんだけど、だとするならば、やっぱり安定した水道を供給してもらわなきゃならないという考え方も、他方には出てきてもおかしくはないと思うんですけども、ただ問題は、一元管理でやっていくという方法も確かに効率的にはいいと思うんだけど、先ほど申し上げたように、私は不便ながら、設備が貧弱ながらも、今まで山形は、8地区はそれぞれに水源地は恵まれてきたと私は思うんです。ですから、その水源地単位を充実させれば、私はいいんじゃないかなというふうに単純に思ってるんですけども、そういう立派な施設で今後やっていただけるといことになれば、安定した水質のものが供給していただけるということになると思うんですけども、要は安全第一を考えていただきたい。

その一つは、今現在、日野沢地区の水道にしても、青空で水源地がなっていると。それで、人が飲む飲料水の部分は消毒した水が流れているから問題ないんだと。あとはプール状態で、鳥が空を飛んでふんをやっても水に入るというのは、極めて健康上問題があるように思うわけですが。そこへもって、それが問題ないとしても、今回の放射能の問題に関しては、なおさら水源地は屋内で、外からのそういうのが入らないような施設をやっていただきたいし、今現状にある施設でも、青空のままのところに関しては、屋根をかけて空からの不純物が降り注いだものがそのまま貯水池に入らないような施設を講じていくべきだと思います。

そこら辺をよく留意して進めていただくよう、その決意をひとつ聞かせてください。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 青空での、多分これは浄水場を指しているというふうに思ったわけですが、荷軽部についても屋やを建ててございます。それから、今回の施設の中で、膜ろ過というふうな話をしました。膜ろ過というのは、0.8ミリってすごい小さい管を通していきます。今回のやつは、多分施設の中も、カバーその他、建物の中に入れるわけなんですけど、それが大体、面積にして10平米ぐらいで対応できるような、そういうふうな施設でございます。

そういった意味で、いずれそういうふうなものも含めまして、今回対応をしていきたいというふうな考え方も持っています。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 今のご質問で、水道料金の話があったわけでありましたが、その実態については、次長から答弁させますが、確か合併前後において、合併をすれば下水道料金まで徴収されるんだと、こんな誤解が山形町内の方々に一部ではありますけれども、存在したということは、私、耳にいたしております。これは、あり得ないことでありまして、下水道が使える場所であれば、水道料金に上乗せをして下水道料金をいただくと、こういうシステムでありますので、下水道が使えない地域の方々に下水道代金を賦課するんだと、これはあり得ないことであります。恐らくは、そんなところの誤解というものが、まだ残っているのかなと、こういうふうに思ったところでございます。

それから、やはり合併後であったわけですがけれども、断水が続いた時期がございました。そのときに、やはり地区の方々からは、これまでは多少の濁りがあったとしても、蛇口をひねれば水は出てきたと。こういうような実態についてもお話をいただいたところでございます。ただ、私ども水道事業所とすれば、やはり一定の水準を満たせない場合には、これを給水を停止するということが基本であるわけでありまして。

そうした中で、休水をせずに済むようにするためには、幾つかの課題を克服していかなければならない。そのためには水源、水量、そして先ほど河川、表流水の話も次長からさせていただきまされたけれども、できるだけ自然現象に左右されないような、そういった水を確保して、市民の皆様へ供給してまいりたい。こういう思いでございますので、その基本的なところについてはご理解をいただきたいと思っております。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 料金のお話いただきました。市の今、水道料金、これは10立方メートルで1,430円と。確かにこれを12カ月にいたしますと、1万7,160円。これは基本料金の部分というふうなことになるてございます。これ、岩手県の13市ですか、それで見ますと、同じ基本料金10立方メートルで見ますと、県内では下から4番目のところに位置していると。

ちょっと山形のほうの当時の金額をちょっと把握していませんので、ご了承いただきたいと思っておりますが、以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 砂川委員。

○砂川利男委員 市長直々に安心安全を心配するなどというご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

もう一つお願いがあるんですけど、アスベストの水道管が小国のほう部分的に改良工事をしていただいて、大変ありがたく感謝していますけれども、当初、小国の部分が200メートルだか300メートルだかちょっと詳しいのは忘れちゃったけれども、あったというように聞いているんですけども、実際は、それ以外のところも漏水をして、まだアスベストの水道管が埋まっているというふうに地元の人らが、いやあそこら辺を壊したときは、そういうのはそのままのはずだとかいう話も出ておりますので、そこら辺は綿密に少し調査をしていた

だいて、アスベストの敷設がえについては調査をしながらそこら辺もひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 水道料金のことについてですが、ここで給水戸数と上水、簡水、あるいは営農飲雑用水あるわけですが、この滞納の世帯数それぞれの世帯数と、それから生活して停している世帯、これがあれば、人が住んでなくて停しているのは、これは結構構わないと思うんですが、人が住んで停している世帯数があれば、そこの分についてお願いします。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） ご質問の滞納者の個々の状態の世帯数ということですが、ちょっとその部分については把握はしておりませんが、全体的に言いますと、停水は111件が対象になっておりまして、そのうち……。まず、停水の対象者は111人ということ。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 現年分というふうなのについては、徴収する場合、下水道の分でもおよそ98%ぐらいは徴収できると。で、滞納分、いわゆる過年度分については、先ほどの下水道の場合で50%を見越して、現在、対象世帯が下水道の分で200人でしたか、ということだったわけですが、上水道、あるいは簡水、飲雑用水、合わせると下水道よりはふえるというのは当然というふうに思うんですが、現在停止というのは、いわゆる生活して水を供給していない戸数が111という理解でいいでしょうか。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 先ほど111件というふうにお答えしたのについては、給水の停止ということで、これ停止予告の納入期限内に納入しなかった方というふうなことで停水ということでの考え方でご答弁申し上げました。そのうち、開栓してない方が32人ほどいるというふうなことでございます。これは、いる、いないというふうなことまでをその中に入れてはいるわけではないんですが、まず納入してくれない方、いずれこれにとりましては停水すると。それで契約を解除していくというふうな考え方でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 この戸数の多いのにはちょっとびっくりしたんですが、生活をしていて水をとめるというふうになれば、市民が生活していく水は大変重要な位置を占めるわけで、単純に、払わなかったからびたつと止めてということにはならないかと思うんですが、ときどきといいますか、新聞等でも報道されたり、社会問題にもなったりするわけですが、状況を適切にやっぱりつかみながら、なぜ水道料金を納めれないのか、状況等を把握して大事に至ることがないようにしなければならぬと思うんですが、その辺の状況、あるいは今後の対応についてもお願いします。

○副委員長（城内仲悦君） 晴山水道事務所長。

○水道事業所長（晴山聰君） ただいま次長のほうから111件、そういった停水していると。そしてまた、その中で停水をとめているもの30数件というお話をしたわけでありまして、これはやはり手順を踏んでそういったことに至っているわけなんです。

本当、これは3カ月以上滞納した場合、そういった場合には停水予告、そういった通知をいたします。その後、さらにまたそういった支払いがない場合には、改めてまた停水の文書を差し上げると。そういった中には、直々訪問をしまして、納入をお願いしますとか、そういったこともやっているわけでありまして。その30数件の方々、いずれも停水はしているわけでありましてけれども、普通は月に1回とかあるいは10日に1回とか、一応メーター検針の方も行ってのわけなんです、そういった状況等については絶えず確認をするように指示しております。

ですから、そういった停止されている方々の家の状況、家の中まではなかなかわからないんですけれども、そういった確認をしながら状況も把握しているというふうなことをやっております。今いろいろな新聞等で報道になっているわけで、そういったことにも意を配しながら、巡回をしているということでもあります。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 今の問題に関連するんですが、人が住んでおって、どういう事情かわからんけども水道がストップになったというような場合、いろいろ状況はある程度、水道事業所のほうでも把握してる分があ

ろうかと思えます。そういう点では、ひとつ福祉事務所等ともお互いに連携をとりながら、情報も提供しながら、梶谷委員も指摘されたような万が一の事態にやっぱり招かないような、連携した対応も考える必要があるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。それが1点。

それから、2点目は、これの時効は2年ですよ。水道料金の滞納時効はですね。そこで、事務的なんですが、過去2年間の時効に伴う欠損金額、どの程度かわかりますか。わかったら教えてください。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 時効というふうなことで、これはたしか民法のほうで2年というふうなこととなってございますが、水道事業所のほうでは、考え方として、滞納してる方、そういうふうな方には誓約書を書いていただくことにしてございます。そういった意味で、今のところ処分、2年ぐらいはやってございません。一応、あくまでも先ほど所長のほうからも話、説明したとおり、あくまでも地元に行って、そして状況を聞きながら、そしていずれ納付誓約、こういう形で対応してくれということ等で、まず進んでいるのは事実です。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） 先ほど福祉のほうとの連携ということでありました。これにつきましては、先ほど申し上げたように、新聞等でいろいろ孤独死の問題がありました。そういったことで、国のほうからも通達等が出ております。で、いろいろ文書を差し上げる際、停止をする予告、こういったものに、お困りの際は福祉事務所ともいろいろご相談をしてくださいというふうな1項を入れることになっております。これから、うちのほうでもそういった指導に従って、そういった文言を入れていきたいというふうなことを今やっております。

これまでの分についてはそういった文言が入ってなかったんですが、いずれそういったところを改めて、文書を、催告書、こういったものに入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 今申し上げた件数の中に入っ

ているかどうかは不明でありますけれども、以前にこういった給水停止されている状況について、詳しく説明を求めたことがありました、内部です。その折に、お一人の方が3件、もしくは複数件、例えば自宅と事業所という形で、事業所においては払わない。自宅においては支払う。したがって、事業所がとまるということになります。それはそれで1件としてカウントしていくということになるわけでありまして。したがって、その方が水を口にすることができないという状況がないケースもあるということでございます。後は福祉のサイトとの連携は今、所長から答弁をしたとおりであります。

○副委員長（城内仲悦君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 一つだけお聞かせをいただきたいと思えます。

先ほど砂川委員のご質問の中で、小国地区ですか、いわゆるアスベスト、石綿管があるという話もあったんですが、今、老朽管更新等の際で、入れかえてると思っただんですが、今現在も給水管として使っているのがあるという認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） アスベスト管、これについて小国地区に砂川委員さんがおっしゃったとおり、埋設しているところはございます。そこについては、給水管というより排水管でございました。今でもその地権者とは交渉はしていますが、敷地外を通ることでの交渉もお願いしましたが、なかなかそれにも応じていただけなかったということ等があります。継続して当たってはいきますが、できるだけ早い時期に、統合簡水のほうの事業を起こしまして、それらも解消していきたいというのも一つでございます。

以上でございます。

○副委員長（城内仲悦君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 その延長どれぐらいあるんでしょう。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 配水管延長は250メートルほどでございます。

○副委員長（城内仲悦君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） 先ほど私のほうで、この議案の説明の際に、ちょっと数値を間違えて言いましたので、訂正させていただきと思えます。

まず20ページであります、収益的収入及び支出の項におきまして、3款営農飲雑用水受託事業費1項営業費用であります、2,889万7,000円と申し上げました。正確には6,389万7,000円であります。

それから、24ページの資本的収入及び支出の1款資本的収入2項2目の国庫補助金であります、6,601万5,000円と申し上げましたが、4,000万円のほうが正しい数字であります。

訂正をしておわびを申し上げます。

○副委員長（城内仲悦君） 砂川委員。

○砂川利男委員 もう1点だけ確認させていただきます。

ことは非常に寒い、異常に寒い日が続いて、霜畑地区においてやたらと水道管が凍結をして、それで飲料水がとまるもんだから、市のほうにご相談申し上げたら、本管は市の管理だと。それで給水管、家までの部分についてはそこで対応してくださいということだということで、なかなか配管図も余りこまいのがないみたいで、それでたしかこの辺になかったかとかいうような形で、あっちを掘りこっちを掘り、掘ったはいがコンクリーのように固くなって、何カ所も掘るにも大変だし、何とか市のほうに助けてもらえないかという声が相次いだわけなんです、私は今までいろんなところを歩いた中で、ほとんどメーターまでが行政の管理だというように、どこへ行っても建築工事をする立場ではそういう理解をしたもんだから、本管から先はこの家の人が管理してくださいというのは初めて聞いて、びっくりしたんですけども、これをメーターまでは市の管理だというような形に決める。あるいは本管だけは市のもんだとかいうのは、特別な法律とか規制が何かあるのかちょっと教えてください。

○副委員長（城内仲悦君） 小上水道事業所次長。

○水道事業所次長（小上一治君） 今お話にあったメーターまでは市のほうというふうなお話でございますが、久慈市としましては、従来から第1次部分まで、要するに民地と公道との境に止水栓がございます。そこまでのところまでは市が行います、給水管といえども。というのは、道路の中に配水管が入ってますので、そのところを道路を壊して接続するその他については、個人は非常にできないと。市がその分はやりますということで、これまでの取りきめで行ってきているところでございます。

それから、いろいろ配水管の位置、その他について

でございますが、水道事業所としても今、山形分について資料がないという状況で、手探り状態で今対応をしているのが事実でございます。これもこの統合簡水を行う時点で、再度、新たな配水管を設置する。そして、その整備台帳を整えていくというふうな感じで今考えているところです。以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） 今、次長から話をしたとおりなんですか、実は配水管から止水栓まで、今、次長から話をした公道にある部分のすぐわきの止水栓あります。そこまでは市のほうで、公のほうで管理をします。それから給水装置、これはメーターも含めてでございますが、それは個人の財産ということになっております。で、メーターが市のほうから、これは貸し出しているということで、一つ入れて、メーターの口径にもよりますけれども、70円とか150円とかっていう形で、月の料金をいただいているわけであります。

そういったことで、給水管そのものは個人の財産というようなとらまえ方。これは久慈市だけじゃなくて、よその市町村でもそういうふうな取り扱いをしているということをご承知いただきたいとそういうふうに思っています。

以上です。

○副委員長（城内仲悦君） 砂川委員。

○砂川利男委員 説明を聞けばなるほどなというように思うんですけども、本管から何百メートルも1キロも離れたところまで、メーターまで市の管理にせいという意味はもちろん言いづらいんですけども、ある一定の範囲のところを決めていただいて、そこまではメーターまで市の管理なんだとかいうような形をとれるものであれば、ぜひご検討をいただきたい。そうじゃないと、本管から私有地内のうちの分だけだということであれば、いつもいつも今回のように寒さが続いて凍るわけではないんですけども、やはり合併したのを機会に、やっぱり何とかこれをメーターまでは市が管理するんだちゅうような形を、考え方を改めてもらうための検討が何かしていただいけませんか。

○副委員長（城内仲悦君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） お話はよくはわかるわけでございますけれども、特別、山形町だけというわけにはいかない。こうなってくると、久慈市の水道事業所が管轄するエリアすべてに対して適用していかなければ

ならない。そういったことになってまいります。こういったことについては、他市等の状況等も勘案しながら、いろいろ検討をする余地はあるとは思いますが、現状においてはなかなか難しいのではないかとこのようにとらえております。

以上であります。

○副委員長（城内仲悦君） 以上で質疑を打ち切りませう。

それでは、採決いたします。議案第9号「平成24年度久慈市水道事業会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（城内仲悦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

閉会

○副委員長（城内仲悦君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

委員各位のご協力に対し、感謝申し上げます。

これで予算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後3時26分 閉会